

第二十回 参議院地方行政委員会會議録第二号

昭和二十九年十二月四日(土曜日)午後一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 中田 吉雄君
理事 伊能 芳雄君
館 哲二君

委員 長谷山行毅君
松岡 平市君
小林 武治君
加瀬 完君
若木 勝蔵君
寺本 廣作君
須藤 五郎君

衆議院議員

公職選挙法改正
正に閣議の調
査特別委員長
森 三樹二君
鍛冶 良作君

政府委員

自治政務次官 石村 幸作君
自治庁選挙部長 兼子 秀夫君
事務局側 兼任委員 福永幸一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 三浦 義男君

衆議院法制局側

参事(第一部長) 三浦 義男君

本日の會議に付した事件
○国会議員の選挙等の執行経費の基準
に關する法律の一部を改正する法律
案内閣送付、予備審査
○公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○委員長(中田吉雄君) それでは地方
行政委員会を開会いたします。

議題に入りますまでに、午前中委員
長並びに理事の打合せをいたしましたの
で、それを御報告申し上げまして御了承
を頂きたいと思ふのですが、その結
果、今日の午後公職選挙法の一部を改
正する法律案、衆議院から廻りました
第九号、それから国会議員の選挙等の
執行経費の基準に關する法律の一部を
改正する法律案(予備審査)、それが終
りましてから、町村合併促進につい
て懇談会のような形式でお諮りする。
それから五日の日曜日は委員会を開か
ないで、六日には地方交付税の総額等
の特例に關する法律案、それから衆議
院から廻りました選挙法の一部を改正
する法律案をお諮りして、解散等も政
局の展望等とも絡みましてできるだけ
勉強して頂く。それから請願、陳情等
も処理する。臨時国会が閉会になりま
してからあとの總統審査及び調査承認
要求に關する件を御承認願つたわけで
すが、大体そういうふうな日程でやる
ことにきまつたのですが、如何でしょ
うか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中田吉雄君) 御異議がない
ようですから、それでは委員長並びに
理事打合せでございましたような日程
で今後の日程を進めて行きたいと思ひ
ます。

それでは国会議員の選挙等の執行経
費の基準に關する法律の一部を改正す
る法律案(予備審査)を議題に供しま

す。提案理由の説明を受けたと思ひ
ます。

○政府委員(石村幸作君) 国会議員の
選挙等の執行経費の基準に關する法律
の一部を改正する法律案につきまし
て、提案の理由並びに内容の概略を御
説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準
に關する法律は、都道府県及び市町村の
選挙管理委員会が管理する国会議員の
選挙、最高裁判所裁判官の国民審査等
の執行について、国が負担すべき経費
の基準を定め、以て、その適正且つ円
滑な執行を確保することを目的とし
て、昭和二十五年に施行されたもので
あります。この法律は、現在までに四
回にわたり改正されておりますが、今
回御案内のごとき経緯により公職選挙
法の一部が改正されることになりまし
たのに伴ひまして、更に改正を必要と
するに至つた次第であります。

改正の内容について申し上げますと、
第一点は、衆議院議員及び参議院地方
選出議員の候補者の選挙公報の字数現
行千五百字を二千字に増加し、新たに
候補者の写真を掲載することとなり、
又参議院全国選出議員の候補者の選挙
公報の字数現行五百字を六百字に増加
することとなりましたのに伴ひまし
て、用紙代、印刷代等を増額し、選挙
公報発行費の基準額を改訂しようとし
るものであります。

第二点は、公営施設使用の個人演説
会場において拡声機の設備があるもの
については、その拡声機の使用料を加
算する規定を新たに設けようとするも
のであります。

算する規定を新たに設けようとするも
のであります。

第三点は、衆議院議員の候補者の個
人演説会告知用ポスターの枚数現行千
二百枚を五千枚に、参議院地方選出議
員の候補者については現行千二百枚を
三千枚に枚数が増加されることになり
ましたのに伴ひまして、それぞれポス
ターの経費の額を改訂いたそうとする
ものであります。

第四点は、交通不便な島で特別に用
船を必要とする場合における経費の加
算額の規定を新たに設けようとするも
のであります。

第五点は、国の予算節減の方針に則
り、当分の間、基準額で算出した額の
五割の節減を行うため特に規定を設け
ようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしま
した理由及び内容の概略であります。
何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決
下さるようお願いいたします。

○委員長(中田吉雄君) 只今提案理由
の説明がございましたが、補足説明を
お願いいたします。

○政府委員(石村幸作君) それでは選
挙部長から補足説明をいたさせます。

○政府委員(兼子秀夫君) 只今政務次
官の提案理由説明で大体のことはおわ
かりのことと思いますが、今回の改正
案の主たる問題は、選挙公報の字数が
増加したことでございます。現行千五
百字が二千字に増加し、それから新た
に写真を掲載する義務が課せられたこ
とであります。又参議院の全国区、只

今申上げましたのは衆議院と参議院の
地方区の場合でございますが、全国区
の場合におきましては、これは選挙公
報の字数が現行五百が六百字に増加し
た。その選挙公報の発行の経費の増、
それに伴ひます分が第七条の第一項の
表の改正でございます。

それから二番目に、第九条の第七項
として、拡声機の問題が規定してござ
います。これは公営施設使用の個人
演説会場に拡声機の施設がしてありま
して、使用料の中に拡声機が入つてい
ない、拡声機は別に使用料を徴するこ
ういうような定めがあります場合には、
従来は拡声機は使えないというような
ことであつたのであります。が、今回の
この改正によりまして、設備がしてご
ざいますものを使えるということに
いたしました関係上、別に使用料を徴し
ます場合におきましても、五百円を加
算いたしまして、使えるように財源措
置を講じた次第でございます。

次は第九条の三は、個人演説会告知
用ポスターの経費でございますが、こ
れは衆議院の候補者につきましては、
現行は千二百枚でございます。又参議
院の地方選出議員についても現行千二
百枚、同様であります。これを衆議
院につきまして五千枚に増加いたしま
して、参議院の地方選出は千二百枚を
三千枚に増加することにいたしましたの
でございます。ほかに参議院のほうにつ
きましては一般用が二千枚でございます
ので、数は両方とも五千枚で調子を揃
えているのでございます。そのポス

ターの増加に伴いまして、紙代それから印刷費等の経費を割りますと、この第九條の三の改正にございますように、衆議院議員の選挙にあつては一万八千三百円、参議院地方選出の議員の選挙に当つては一万九百八十円という単価が出るわけでございます。かように改正をいたしたいと思ひます。

次は第十三條の最後に七項として鳥岐の關係の規定を設けたいという改正でございます。これは特に交通の不便の島につきまして、用船を必要といたします場合がございまして、これは従来特別のほうで見ておりましたものを、特に今回は明文を置きまして、この場合には加算できるということにはつきりいたしましたのでございまして。

次は附則の改正でございまして、国の予算節減の方針に則りまして事務費のほか紙代、その他の経費につきまして、人件費も含めまして一割を節約をするというふうな關係からいたしまして、この経費全般に計算をいたしますと五割に相なります關係上、法律のこの単価を直すのは相当複雑でございますので、現行法の単価で出しましたものを附則でもつて、当分の間百分の九十五に相当する額と読み替へるという改正規定を置いた次第でございまして、以上でございまして。

○委員長(中田吉雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(中田吉雄君) それでは速記をつけて下さい。
次に、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題に供します。提案理由をお願いいたします。

○衆議院議員(森三樹二君) 私は衆議院の公職選挙法特別委員会の委員長の森三樹二でございます。只今より公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

本案は今次の国会自衛立法の一環として、選挙界の浄化を図るため連座制等を強化して選挙の公正を確保し、選挙運動の適正化、選挙運動費用の合理化、政党等の政治活動の規制等を行うと共に、選挙管理事務に関する規定を整備せんとするものであります。

即ち、選挙の公正確保に関するものとして、公務員等がその地位を利用してなす事前運動を禁止し、選挙運動費用の法定制限額を現行約四十万円より七十万円まで引上げ、その制限額を超えて支出した場合には出納責任者を処罰し、更に選挙運動に従事する者に対する実費弁償額、並びに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の額を実情に沿うごとく引上げ、その基準を法定することとし、寄附の制限に関しては新たに規定を設けて立候補の意思のある者は、当該選挙に關し当該選挙区内の者に対しては寄附を禁止し、更に立候補の前後を問はず、候補者が役員である会社その他の団体が行い寄附で候補者の名前が表示されたり、類推されたりするものは禁止することにいたしましたのであります。

連座制に關しては、出納責任者の買収犯等にも新たに連座制を適用すると共に、総括主宰者、出納責任者の買収犯等の場合及び出納責任者の法定費用超過支出罪の場合には従来の免責規定をやめて、おとり犯の場合に限り免責規定をおくこととし、更におとり犯罪の制度を創設して、おとり犯について

は処罰することにする共に、選挙権、被選挙権を停止されたものは、その期間中選挙運動ができないこととし、又罪の時効については形式犯については六ヶ月、その他の犯罪については一年、犯人が逃亡した場合には時効期間を二倍に延長することにいたしましたのであります。

選挙運動一般に關しましては、先ず選挙事務所法定敷設守のため表示する一定標札を掲げなければならぬものとすると共に、飲食物の提供に關しては、選挙運動従事者及び労務者に対する弁当は、候補者一人について、選挙の告示のあつた日から選挙の当日までの期間、一日十五人の割合で三食分に相当する数を超えない範囲に限つてその提供を認め、これは選挙事務所内で食し、又は携行する場合に限るものであります。更に現行法におきましては、湯茶の提供に限られていたものを、茶菓の提供に改めております。

なお自動車、拡声機及び船舶の使用につきましては、先ず選挙運動用自動車は乗用車又は小型トラック一台に限ることとし、大型トラックは天候その他の事情により小型トラックの運行ができない場合に限り使用することができることとしたのであります。連呼行為は車上、徒歩すべて禁止し、自動車上は選挙運動は、停車した車上においてその演説のみ許されております。なお、これらの車上に乗る者の員数は、候補者、運動員、労務者合せて四人に制限し、拡声機は一そろに限ることいたしました。但し、個人演説会場においては会場ごとに更に一そろい使用することができるといたしましたのであります。

なお、文書圖画に關しましては、自動車及び船舶への掲示は一切禁止し、選挙事務所、演説会に用いるポスターはその規格を制限し、更にポスターを他人の工作物に掲示する場合には居住者の承諾を得ることを明確にいたしましたのであります。更に、屋外放送を禁止するため、主として屋外に向つて放送することを目的とした設備の使用は禁止することにいたしましたのであります。録音機は立会演説会においてはその使用を禁止し、個人演説会、街頭演説においてはこれを認めることにいたしました。なお、立会演説会開催当日の他の演説会は、その前後二時間の間のみ禁止することに緩和いたしました。

このほか、政党その他の政治団体の選挙における政治活動の範囲を拡大すると共に、この規制を参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙についても及ぼすこととしたのであります。その他は、おおむね選挙管理事務の整備及び現行法の整備であります。

次に、本改正案の施行期日でありまして、本改正案の施行は昭和三十年三月一日から行ふこととし、但し、衆議院の選挙に關しましては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、原則として当該総選挙から施行することとしたのであります。

最後に、選挙区制、議員定数等の問題であります。この点については今回は結論を得るまでに至らなかつたのであります。今後とも広く各界の意見を聞き、慎重に研究調査することとしたのであります。以上が本法案の要旨であります。

本法案の草案の成立につきましては、今夏以来自衛立法の申合せ及び国民の与論にこたへるため、各党の代表が熱心に御討議の上できまつたものであります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを望みます。

○委員長(中田吉雄君) 只今森委員長から御説明がございましたが、時間もありませんし、審議の便のために少し詳しい補足的な説明を受けたら却つて審議が促進するのではないかと思ひます。が、提案者のほうからお願ひいたします。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 私はこの立案者の一人になつて作りましたので、これのでき上りまでの経過を御参考になし上げて、あと細かい法律上の点は三浦法制部長から説明をするにとにさせていただきます。

このたび提案せられました選挙法の改正は、今委員長の提案理由にもありました通り、六月の第十九国会が済みましたから、直ちにいわゆる自衛三法を中心として臨時国会を開こうということが当時の五党、今の四党の間で話し合ひがきまりましたので、そこでこの立案にかつたわけでございまして。ところがその立案に當りまして対象となつたものは、第一は第十五国会において衆議院を通過いたしました、参議院へ送つてありましたがに解散になりましたので審議終了になりましたので、これを第一といたしまして、その後参議院からいわゆる緑風会案と称せられる大きな改正案が出ておりましたので、これを議題として研究し、そのほか参議院から細かい点であります。が、連座強化の問題並びに政治資金規正法の改正でしたか、二つ出ておりました。又衆議院からも同様のものが二つ出ておりましたので、これら五つのものを対象として研究しようという

いうことで、すべてを網羅して、その対象としたわけでございます。それからいよいよ選挙法の改正の是非やらなければならぬという根本は、何としても金のかからない、而して違反のない選挙をやるように改正しよう、こういうことだと考えましたので、この二つの大眼目に向つて進めるようにしたいという考えから審議に入つたわけでございます。

そこでいろいろ考えました結果、大きな考え方をいたしました。では、できるだけ選挙運動は公営にしてやろう、私個人の考えでは完全公営にして個人の選挙運動というものを極端に制限しよう、その狙いは一番金の要るのは我々が選挙をやつて知つておりますが、金が必要なのは選挙事務所を持つからで、一つ選挙事務所を持つたんでいい法律案にしよう。その次は、選挙違反はいろいろあります。その次が、候補者一人ではなか／＼違反をやるうといつてもやれない、やはり個人の運動員を使うからだ、そこで運動員も使わんことにしてやろう、こういうことが私の考えておりました完全公営でございます。こういうことを目標にしてやりたい、こういうことを進んだわけでございます。従つて、それについて公営をすつと振めると同時に個人の選挙運動をすつと減らし、それともう一つは、最後に今いふゆる政党政治となつておりますが故に、自分の所属する政党から政治運動をしてもらうことはこれは大いに伸ばそう。それから又政党の権威をあらしめるために、政党で公認せらるるものでなかつたら当選できないようなことまでもやりたい、こういう理想を持つてやつたわけでございます。これはあとでい

ろいろ出て来ますし、又途中でなかなか私の理想が思うよりに行かぬので、だん／＼へこまされて参りましたけれども、その精神をもつてやつたことだけを一つ前提として御参考にと頭において頂きたいと思つたのであります。

そこで、お手許へ要綱が参つておりましようから、この要綱の順序について問題のあつた点だけをお話申上げたいと思つた。

第一は、選挙管理事務の整備に関する事項でございます。これは主として自治庁の選挙部から出ました案、それから各地の選挙委員会から要望のあつた点を拾ひ集めてできておりますので、第十五国会で衆議院を通過してこちらへ参つておりましたものが全部でございます。従ひまして、これは説明を省かせて頂きます、なお御疑問があらますれば、質問に応じて答えることにしたいと思つた。

その次は、選挙運動の適正化に関する事項でございます。その一は選挙運動の公営。その(1)の立会演説会、(イ)「事情の許す限り回数多くすること」、(ロ)「班別編成の方法も採用できることとする」、(ハ)「私設の立会形式の演説会を禁止する建前のもとに、候補者共同主催以外に第三者が候補者のために合同して行つた演説会を認めないこと」、(ニ)「この(イ)の点は説明するまでもありませんが、これは実は一日に少くとも三回以上やれというのを最初の原案に出しておりましたが、さうどうも法定してやられては、所の事情によつては行われぬこともありうるから、でき得る限り多くするということ

で止むを得たらうというので、こういうことになりました。それから班別編成の方法も採用できることとする、これは現在においても、事実その地の選挙管理委員会で協議の上でやつておるものであります。やつたほうが便利だらうから、やり得るということに法定しておくこと、こういうことになりました。これは説明せんでもわかるだらうと思つたが、一つの選挙区で全部の候補者を一所でやるというよりか、西と東くらいに分けて、西の候補者は西のほうでやる、東の候補者は東のほうでやる、こういうふうにやつたほうが便利であらう、こういうことでございまして。その次の(ハ)は、これは新しく設けましたので、私設の立会形式の演説会をこれを認めない、これは今まで随分我々は経験して、甚だどうも困つた点でありましたので、これを入れたのです。今公営の立会演説会が始まると、一日二回にいたしましたも、又これから多くなつて三回にでもなればなお更であります、最長まで。ところがその間で新聞社で主催するからやつてくれとか、又おれの村は小さいと思つてやらなかつたから、おれの村でやつてくれと、こゝろやつて青年団等で主催してやられる。誠に有難いことだが、一方には時間のきまつたものがあるから、出ようと思つてもどうしても出られない。出られないとなると、あいつが出なかつた、こゝろいつて攻撃を受けます。それは又善意のものでありますが、もつと悪いのになると、或る一定の候補者だけの時間の都合を聞いて、ほかの候補者の時間の都合を聞かないでくれます。そ

うすると、出られないのがわかつていゝ。それを出なかつたから、あいつは出ない、こゝろいつて攻撃に会ふという実例がありましたので、この規定を設けたわけでありまして。それからあとのほうも、これはちよつと説明を要しますが、二人以上の合同演説会といつて、これは各候補者が個人演説会を一つの所でやるということになれば自由だ、こゝろ申しますが、候補者がやろうという意思で時間を都合してやつたのならいいけれども、さうでなくて、第三者がそれや立会演説会ではできません、個人演説会としてこゝろやつて下さいと、こゝろ言うても同じことになりまふ。そういう意味で、候補者の同意のないものを第三者が一切やつてはいかん、こゝろいうふうに規定したわけでございます。

それからその次は個人演説会でございますが、これにつきましても随分議論はございしましたが、結局議論し議論して、仕方がないから現行通りにしようといふので、回数は現行通りになりました。それからその次の(イ)は六回、それから(ロ)は「個人演説会に随分議論のあつた問題があります。これは問題ないと思つた。実はこの間に随分議論のあつた問題があります。これは、婦人会、青年会等の集会、映画、演劇等の幕間、又は会社、工場等の休憩時間などを利用して行つた演説会、これは個人演説会とみなすべきではないか、こゝろいふこと、従つて立会演説会、個人演説会及び街頭演説会のは、演説は一切禁止するものとする」と、こゝろ規定を置こう、こゝろいふ議論があつたのであります。これはちよつとこれだけ説明しますと当然のこと

のが前の五党、今の四党間で話のあつたことだけ通つて来たのです。話の合わないものは各党で提案すればよろしい、こういうことになつておりますので、この点は私のほうの自由党と民主党とで合同で、あとで別個に提案いたしておきますので、後刻衆議院を通過してこちらへ参ることと思ひますから、前以てこの点を御説明申上げておきます。来ましたらどうかよろしくお願いいたします。

その次は無料葉書で、これも随分議論があつたのでありますが、議論し議論して、現行通り一万枚にしよう、こういうことに相成りました。

その次はポスターでございますが、ポスターは、これもいろいろのいきさつはありましたが、結局現在のところでは演説会の告知用ポスターを五千枚としよう、こういうことに相なつたのであります。これを殖やすとか殖やさんとかという議論がございましたが、あとで出ます選挙行為を禁止いたしました結果、今までやつて歩きました、自動車で今晩どこで演説がありましたからおいで下さいというあの選挙をやめようということになつたのですが、それがなければ、今までよりかものと多くの告知をやらなければならぬだろう、こういうことになりました。それとも一つは、この前千二百枚で制限があつたのですから、いろいろ創意工夫をせられる方がありまして、演説会の告知用ポスターであつたが、これに裏打ちをして貼らないで引かけ歩く、そうしてどこへでも何處でも転用する、そこまではまだよろしいのだが、今日はここにおいて行つて、又その次へ行つて一つお願いします。又二

日か三日経つて、又別のところへ行つてお願いします。立派な戸別訪問にこれを悪用しておるといふ実例がありまして、こういうのでその転用を禁止する、こういうことになつたから、そこで殖やそうと、五千枚に殖やしたわけでありまして、従ひまして、これを演説会告知用以外のいづゆる氏名告知に使用することも転用でございますから、いけないわけでございます。それからいろいろな方面へ転用することもない、こういうことに相なつたわけでございます。それからポスターは公営で刷つてもらつたものをもらひまして、この前と同じです。名前だけをブランクにしてありますから、それはこちらのほうで然るべく入れて見やすいようにお入れになることは、これは自由だろうと、こういうことでございます。

それから新聞広告は今まで一回であつたやつを二回にしてスペースを増す。放送についてもいろいろ議論がございましたが、なか／＼回数を殖やすといつても事実上不可能であらうというので、なるべくみんなが聞ける時間にやつてもらう、或る放送局においては午後十一時から放送したというやうなことを聞いたが、そういうことのないようにするというので、とどめたわけでございます。

選挙公報は、今まで千五百字でありましたものを二千字と、写真も載せることにしよう、こういうことになつた。これまた二度にしたらどうだといふ議論がありまして、最初に取らぬ写真と経歴だけを載せたものを出して、そしてあと選挙の五日前ぐらいに政見を載せることにしたらという議論があつたのですが、どうも二度やつても大した効果がない、一遍に相当実のあるものを出したほうがよからう、こういうことで一回になつたわけでございます。

それからその次は氏名の揭示ですが、これは今まで役場の前であるとか、町角、村角へ出ておられますが、あれが誠にどうも申訳的に貧弱なものですから、なるべくこれを立派なものにして、人によく見えるようにしよう、私は、これさえ完全にやるならば、もうポスターなどは要らんという考えを持つておつたのであります。が、なか／＼これは予算の関係等もあつて思うようにいかんから、できるだけ予算の許す限り立派なものにしてもらおう、こういうことで落着いたわけでございます。

それからその次は供託金について、公営納付金を入れるかどうかという議論も随分あつたのであります。結局現行通りにいたしましたから、説明を省略いたします。

それから今度は一般の選挙運動、これもいろいろ議論はありましたが、大した変更がありませんので、選挙事務所を表示するため一定の標札を掲げなければならぬものとする、これだけを加えました。

全国参議院の選挙事務所の閉鎖命令は、都道府県の選挙管理委員会でもできるようにすること、これは事務的のことでございます。

その次は飲食物の提供ですが、これは大体随分議論の結果こういうことには相なつたのであります。ただ私は選挙運動員というものを使わんことにしようといつたが、やはり選挙事務所とい

うものではないか、こういう議論になりました。事務所がある以上は運動員、私は運動員と言ふのはどうかと思ひますが、事務員でもいいし、又は労働者、そういうものが、出納の責任者がなければならぬ、こういうことになります。そこで、置くならばできるだけ少い数を置く、こういうので、最初にこれを制限する案が出まして、五人五人で十人、五人七人で十二人、十人十人で二十人等がいろいろありましてけれども、若しこれを制限するといふことになる、曾てえらい弊害があつたように、立札が倒れておつて起したから、運動員でないものが選挙運動をやるといつて叱られ、又演説会場で誰もおらんからといふので電燈をつけたからといつて叱られ、ご

ざを敷いてやつたからといつて、お前は運動員でないのにといつて叱られるやうな弊害があつてはいかんから、結局、あとで出しますが、街頭演説に出る者だけの制限をやれば、あと一つ費用の点で制限することはいだらう、そうしなぐちや窮屈でやれん、こういう議論で、結局運動員、事務員、又は労働者といふものの特別の法定の制限をやらんといふことに相なつたわけでございます。併し、それにしても選挙費用といふものを、これはあとから出しますが、我々は実際に要するものは実際に要るだけ出さう、そうしてその代りこれを超過したら厳罰に処する、延いては連座制にもつてくるといふことにするのだから、要るだけの費用はやらなければならぬ、そうすると、どれだけの人間を使うという標準がなければ出でこん、こういう主張をいたしました、結局、それじや事務所で弁当を出

されるものを制限したらよからう、こういうことで、ほかにその代りただで働いてくれる人がおれば、これはいくら働いてもらつてもよろしい、こういうことになつて、併当で制限する、こういうことになつたわけでございます。そこでここにあります通り、当該選挙の選挙期日の公示又は告示のあつた日から選挙の期日までの期間に於て一日十五人（選挙事務所の数が一を超える場合にはその一を増す）とにこれに六人を加える、こういうもので算出した員数の三食分に相当する数を超えない範囲内で出してよろしい、こういうことになりました。この十五人の標準は事務員五人、労働者七人、出納責任者一人、それに応援弁士平均二人、こういう標準で、これはただ単なる標準であります、そういう標準を出したわけでございます。それから弁当料につきましては、これもいろいろ議論がございましたが、これはあとで出て参りますから、一定の最高額を法定して、その範囲内でやるといふことに相なつております。

それからその次は、現行法は事務所においては湯茶以外の食事を提供してはいかん、こういうことになつておつたのですが、湯茶といつたところが、どうも菓子を出さんといふわけにいかないので、出すなといつたつて事実出しているのだから、なるべく簡素なお菓子を出してもいいということにしよう、こういうので湯茶を茶菓と直しました。その代り通常用いられる程度の菓子を言う、こういうことで、これはあとで費用の計算で一日平均三十円を見てでございます。

その次は選挙事務所の閉鎖命令は、都道府県の選挙管理委員会でもできるようにすること、これは事務的のことでございます。

その次は飲食物の提供ですが、これは大体随分議論の結果こういうことには相なつたのであります。ただ私は選挙運動員というものを使わんことにしようといつたが、やはり選挙事務所とい

その次は自動車、拡声機及び船舶の使用でございますが、これもどうも随分廻り廻つていろいろなところへ参りました。最初は選挙運動用の自動車は一台限りにしよう、そしてそのほかは、事実上要するに違いないが要つたらそれは雇えばいいのだ、その代り雇つたら全部選挙費用として書き上げることにしておけばよろう、こういうことを考へて原案を出しました。そこで、その次は街頭演説会というものを認めるのですから、街頭演説会に使う自動車をどうするかというので、これはもつぱらトラックをやめてくれ、乗用車だけにしよう、こういうことを主張したので、ところが第一番に問題になつたのは、東北、北海道等で雪解け及び凍つておる場合に乗用車で行くと行つても行かれん、事実上だめなんだ、そうしてみても、そういう場合にはトラックは認めたらならなければ困るというので、それじゃそういう場合に限り特に乗つてもいいということ、それ以外には乗用車にしよう、こういうことでやつたのですが、なか／＼どうもいろいろ議論がありまして、殊にこれは都会の候補者がやかましく言われるのは、その乗用車に乗つて行つて、乗用車の中で演説をやるわけに行かんから降りてやる、降りてやると、例えば新橋駅前であるとか渋谷駅前のような何千人何万人おる所で、自動車から降りて低い所で演説をやつてもとても見えるものじゃない。どうしても何かの台の上でやらしてもらわなくちゃいかんと、こういう議論がออกมาして、乗用者に箱をつけて行けばいいじやないかという議論も出ました。が、そんなことじゃいかんというの

で、とう／＼それじゃ小型貨物車に限り許すということにしようというものが通る間までまだ反対論がありましたが、結局多数でこういうことになりました。その代りには、その車には一切の飾付けはしない、又その上へ乗るのは、あとで出ますが、その上へ乗る人数は運転手を除いたほか候補者と交えて四人だけにしよう、候補者とそれからまあ前座をやる者を一人と、それからマイクがいたひと普通マイクを直す技術者、それにあと旗を挙げたり、小使のような者、これだけあればいいのだから、これだけ乗せることにしよう、これは實際トラックを使わんことの原則からこういうことを考へたのです。そして四人だけにしよう。ところがどうも一日朝から晩までやつて歩いて、それが二十五日もやるというになると、一人の運転手ではやれんから、運転手を一人認めなくちやならんというところから、それじゃ助手というか代りの運転手を一人だけ認めて、その代り運転手は……助手というか、交代する運転手は選挙運動を一切してはいかん。その運動のできる四人、候補者とそのほかの三人に腕章その他特別の記章をつけておいて、それ以上やらんということに落着いたわけでございます。随分議論もございまして、結局まあまとめたために、そういうことにとりまとめた実情でございます。それからあと証明書の交付を廃止するとか何とか、これはもう事務的のことで大したことはございせんから、説明を省略いたします。

それから小型貨物車というのは法定上きまつておりますので、これはあとで事務のほうから出ましようから、これは交通取締規則できまつておりますから、この点は法律上は明瞭に相なります。それから先ほど言つた候補者の悪いときには大型を特別に許してよろう、こういうことに相なつております。拡声機は一そりだけを許す、こういうことにいたしました。専用で得るものは一そりにしたわけでありまして、今まで二そりであつたやつを一そりにいたしました。そこで問題は個人演説会場において拡声機を認めるかどうか、一そりというところになると、これは街頭演説会に持つて歩くのが原則ですから、一そり下してやらんかやいかんから、そこでこれもいろいろ議論がありました。が、許さんことにしようという議論をしまして、それからといつて会場にもう備え付けてあるものがある、その備え付けてあるものまでこれをやめろといつても非常識な話だし、大きな演説会ならなくては困る場合がある。その会場において一そりを使うぐらゐは大した弊害がないだろう、こういうので個人演説会場において一そりだけ使うというのを基準にします。こゝういふことに相なつたわけでございます。従つて個人演説会を一晚に五カ所であれば、五カ所併せて使うことも差支えない、こゝういふことに相なるわけでございます。

それからその次は先ほど言つた自動車、拡声機及び船舶には文書、図画の一切を禁止する。それから選挙事務所、個人演説会及び街頭演説会に用いるポスター、立札及び看板等はその規格を制限する、これはもう向うから公営でもらうことになりましたから、当然そういうことになりました。それからポスターの掲示の承諾、これは今まで居住者だけであつたが、それだけでは困るから、管理者及び所有者の承諾というところに掲げたわけでありました。それから新聞紙及び雑誌の報道、評論は結局現行通り制限するというところに相なつたわけでございます。その次はこの新聞、雑誌の制限について選挙期間と書いてあるものだから、選挙の当日やつてもいいんだというよりなことでやる人もありましたから、選挙当日でもできないと、これは付け加えたのでございます。それから有線電氣通信設備の使用制限、これは共同聴取用の放送設備などを使つてもいいじやないかという議論もありましたが、いつも出ます機会均等を失ふことがあるからやつぱり使用んことにしよう、こゝういふことになりました。

それから録音機の使用、これも立会演説では禁止するが、ほかのものは差支えなからう、こゝういふことでございます。それから連呼行為は一切禁止する。それからその次は、立会演説会開催当日の他の演説会の制限は、前後二時間の間だけ禁止することにしまして、それによろ／＼ということにいたしました。それからその次は、特定の建物及び施設における演説の禁止でございます。が、近頃公営住宅という特別の町ができておるから、その場合に公営住宅においても演説できるようにするといふことにしたわけなんです。まあそのほかは大した議論のあるところはございせんから省略いたします。その次は出納責任者のところでございまして、これは最初のは発信主義にするということ、それから代行者も同一の責任があるようにする。その次は、職務代行者の違反行為に対しては、出納責任者と同様の罰則を科するようになつたこと、これは当然のことのようでございますが、これが連座の場合に出納責任者と一緒に大きな責任が生ずるから、ここは大したことはないうございますが、大変な大きな改正でございます。その次は出納責任者の届出前の寄附の受領の禁止規定、これは現在の法律では間違つておりましたので、穴が見えましたから訂正しただけで、これは当然のことでございます。その次の第三の選挙の公正確保に関する事項、これは大要参議院に關係のあるところでございますが、参議院で提出せられております法律案によりますと、公務員の立候補制限、知事の三選禁止という重大なものが載つておりました。これをいろいろ研究いたしましたのであります。が、抽象的にはこの二つは誰でも賛成なんです。賛成なんです。が、いざそれではどういふことで禁止するかというところになつていろいろ考へて見ますと、容易ではございせんし、どうも憲法違反になるという疑いがとれません。というのは、いわゆる身分、職業によつて特別の取扱ひを受けないというのに、公務員であつたがために、二度知事をやつたがためにという身分、職業上のために立候補できないということにする

ことは面白くないじやないか、こういう議論が出て参りました。それから一体それではこれを禁止しなければならんというところはどこから出て来るのかと、こう考えてみますと、結局その地位を利用して事前運動をやる。その職責にあるうちにその次の選挙を予想していろいろやられることが弊害があるのだ、こういうことに帰着するものでありますから、それならばそういう事前運動をやらぬことにすれば目的を達するのじやないか、こういうことになりました、今ここに出て参りました規定に受けたわけでございします。公務員等の地位利用による事前運動の禁止、(1)国又は地方公共団体の公務員が、その地位を利用して、第百二十九条(事前運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処すること。(2)日本専売公社の役員、若しくは職員、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員が、その地位を利用してこれをやつた場合は同様である、こういうふうにいたしましたわけでございします。そこでこの規定を置きました、「その地位を利用して」ということはどういふことかという、地位を利用するには違いないが、それを具体的に表わしてこれを処罪するという場合には相当問題があるだろうということで、大変非難もございましたが、併しどうもそうかといつてないよりはあつたほうがよからう。面倒なことは裁判所なり検察庁に任せるが、これを置かんよりは置いたほうが遙かにましであらう、こういうことで一応置いたわけでございします。

その次は選挙運動費用でございします、これも大変議論がありましたので、結局先ほどから申上りましたような法律を前提といたしまして、あらゆる運動に要する金をこれは自治庁のほうで細かく予算を立ててもらいました結果、最初私やりやりましたのは百十万円ほど要するという計算が出たわけでございします。それはその代り自動車も両方みんな入れて百十万円になります。そこで百十万円ということになると、この基礎数字を約十一円ということにすればいいので、そういうのを考えておりましたが、そこでいろいろ議論が出ましたが、第一番には候補者の乗る自動車です。これは今までは、大分議論はありますけれども、法定選挙費用から除かれておりました。それを入れてやるといふのでやりやりましたところ、どうもそれはおかしいじやないか、候補者が選挙運動をやつて歩いて宿屋に泊つたらどうするの、それは入れない。小遣い使つたらどうか、それも入れない。それならば自動車に乗つても同じじやないか、こういうことで、それならばやはり宿賃や旅費その他同一に選挙費用に入れないようにしよう、こういうことにしたわけであります。次は今度は選挙運動用の自動車でございします、これは理窟よりか、あまり一遍にそういう費用が多くなり過ぎる、今まで四十万円だつたやつを候補者の車賃を引きましても十万円ほどしかないから、百万円ほど要る。それで従来通り選挙運動用の自動車だけは除いてもいいじやないか。そこでこの自動車を予算の上で約三十万円に見てありましたものですから、それを除いて七十万の見当で基礎の金を七円、こ

ういうことに着いて現在出しましたわけです。今のところでは平均七十万円をちよつと超える費用に相なつております。今日もまだ衆議院で議論があらまして、候補者の専用車を認めて、それを費用から除くということはどうから出るのだ、こういう議論があらましますが、成るほどそういうのは特別に規定はございせんが、候補者の乗つた船車馬賃は法定費用に入れない、こういうふうになつておりますから、そこで候補者が一遍ごとに雇つて乗らう、一日中常用に雇つて乗らうが同様である、こういうことで結局専用車に雇つても差支えない、こういうことになつて、結局法定上候補者の専用車を一台特別に認めるという法律はないわけでありまして、要るときだけ雇つても差支えない。これは續いて雇つておつても常用にしておつても差支えない、それを俗に専用車であると言つてゐる、こういうふうに解釈して頂いてよろうと思ひます。それからあととは弁当料なり宿泊料等細かいのが入つておりますが、これはお説き頂ければわかりますが、別にこれでやらなければならぬというわけではないのでありまして、自治庁のほうでも調べた結果、これくらいならどこでもやれるだろうから、この範囲内でやつてもらふ、こういうことに相なつてゐるわけでございします。

から選挙に關して寄附を受けてはならないと、こゝになつておりましたのを、公共企業体をこれに加えたのであります。日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社ということになります。これを加えたことが第一の改正でございします。それからその次は、これは新しいものですが、「候補者及び候補者とならうとする者(公職にある者を含む)が当該選挙に關し当該選挙区内にある者に對し行ふ寄附を禁止すること。この場合において通常一般の社交の程度を超える寄附は、これを選挙に關し行ふ寄附とみなす旨の規定をおくこと。但し、政党等對してする寄附は、この限りでないこと」と、こういうのを入れました。これはどうもお互い多年の経験の結果、これを入れたほうがよろしいといふことにいたしましたので、いろいろどうも議員であるといふと、これはまあ主として議員ですが、議員であるといふことを種にして寄附の要請をされます。余裕があつて寄附をすることは一向差支えないよりであります。議員が、議員が故に寄附すべきものだという要求が非常に多いと我々は常に痛感しております。その意味で議員が故に寄附をするといふことは、それはなすべきことではないのだと、議員の身分にある以上は、身体さ達者であればこの次も一遍やるといふことはもとより既定の事実なんだから、そうすれば公職にならうとする者という意味で寄附しないことにしよう。そのほか先ほどいふ、禁止しようとする公務員だとか、三選する知事だとかも当然でございしますが、そういう身分にある者が寄附してはいかないといふことに

する。併しどこでも身分あるといふことで寄附してはいかんといふのじやない。当該選挙、自分の選挙に關し、そしてその選挙区内の者に寄附するといふことに絞つたわけでありまして。そこで、それそれならば何もかも寄附していかんのかと、こゝ言われれば、これもどうもどの程度で制限するかといふことは随分議論があらましましたが、結局常識で通常一般の社交の程度と見られる範囲ならばよろしいが、それを超した場合はいかにないか、こういうことになつたわけでございします。そこで先ほど衆議院で議論があらましましたが、通常一般といふのは近隣の並合ひを言ふのか、近隣の並合ひを言ふても、その人の身分財産によつて又違ひがあるが、その点をどう考へるのかと、こゝいうむずかしい理窟がございしました。これはやはり私は常識で考へるほかはないと思ひます。私の考へ方からすれば、財産があつておやりになるのならばよろしいが、議員といふ身分なるが故にほかよりも余計出さなければならぬといふことは私はいかん、こゝういふことは私はそのために人より余計に出したとすれば、通常一般の社交の程度を超えたものと……。

○須藤五郎君 財産があつたら幾ら寄附してもいいといふのはおかしいよ。そんな馬鹿なことはない。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そちらは常識で考へるべきことで……。

○須藤五郎君 ところがこゝういふ常識を持つておる人が多いから困る。

○衆議院議員(鍛冶良作君) これは裁判所において誰が見てもそれくらいならば文句がありませんといふのはいい。これはやはり何か意味があるなと

いうことならいかなどということでは、

○衆議院議員(森三樹二君) 特に財産の問題は、一般通念として……

○須藤五郎君 パチンコ屋の花輪だつて君らは出すけれども、俺たちは出さじやないか。

○衆議院議員(飯沼良作君) それは出さんでいいところへ出したら、それは一般でない。

それからその次はこれは同じことなんです、会社の名前を出してある。個人が出さないけれども、それならばいいかということですが、それではいかん、併しどうも本間に会社が出したのならば、これはしょうがないから、その公職にある者の寄附であるといふことの類推で得るものはすべていかん、こゝろにいたしましたわけでございます。

次は連座制の問題でございます。これも大分議論はありましたが、結局ここに出て参りましたのは、第一は出納責任者が買収犯を犯した場合、第二は選挙運動の総括主宰者が買収犯を犯した場合、その次、出納責任者が法定の選挙費用を超過して出した場合、これは出納責任者が刑罰に処せられることも新しく定め、更にこれによつて候補者の当選も無効にする、こういうことにしたわけなんです。それから更に……、まあそれだけにしておきましょう。これは併し総括主宰者が買収犯を犯した場合、それから法定費用を超過した場合に候補者の当選は無効になるというの、これは現行法でもあつたのでございまして、ここで新しく加えられたのは、出納責任者が買収犯を犯した場合、これが新しく加えられたのであります。そこで一番問題になるのは、現在でも今言ふように二つの場合には連座の規定はありましたが、選任及び監督については相当の注意を行なつた場合には、これは連座は免れるといふこの但書があつたがために、何んでもそこに追い込まれて実際の効果が挙らん。そこでこの但書を取れ、こういうことが非常にいゝゆる自衛選挙法としての主張であつたのであります。で、私もこれを取ることには賛成であるが、併しそれを取ることによつて却つて大きな弊害、若しくは社会秩序を乱すようなことがあつてはいかんといいので、いゝ／＼の場合を考えたのであります。そこで第一番に、費用を超過した場合に当選は無効にするといふことは結構に違ひないけれども、事実上やれないような低い選挙費用をきめておいて、そうしてどうもそれで選挙費用を超過したら当選無効にすると言つたつて、これはもう理窟に合はんことなんです。そこで実際にまじめに選挙運動をやつて、どうしても入れなければならん金だけを一つここに現わさなければならんといふことが第一に考えられまして、そこで先ほど言つたように、今までは四十万であつたものを七十万にする、そのほかに街頭演説に使う自動車賃、候補者の乗る自動車賃が加わる。これだけはどうかあつてもやらなければならん、こういう制限にしたのであります。ところがそこで問題が起りましたのは、こういう規定ができますという、いわゆるおとりというものが出来たのであります。そこでだんだん考へてみますと、なるほどそ

ういふ憂いがございます。どうでもこりうでもこれは総括主宰者というものは、これはあとでわかつて来ることで、まあ出納責任者は一番ですが、出納責任者に犯罪を犯させて、犯罪があつたといふことを知つたら当選無効になる、そこに当選責任者に一つ犯罪をやらせると、こういうことで表て向きは当選せしむるような顔をして出て来て、実際は落してやるというのを目的で出て来る者がおる、これがいゝゆるおとりであります。そこでそういふ者が本当におつたとすれば、これは相当考へる。それとも一つ考へべきことは、こういうことになりまして、いゝ／＼、出納責任者に候補者は生殺手奪の権を持たせるわけなんです。出納責任者が犯罪を犯したのだと言へばお前は当選無効になるのだ、頭から絶対に犯罪を犯してないと言へばいいが、なか／＼／＼はいかない。これはその場合にどうも俺の口一つで、お前の当落がきまるということになる、これは当人をしてゆすりの材料にすることも考えられるし、又同時に寝返りを打つてはから買収せられるということも考えられる。こういうことが考えられまして、これをしほるだけしほつて、本当にそういうことがわかつて、その立証ができただけにだけはそれは当選無効にならないことにしよう、こういうことにしほつたわけでありまして、そこでもつとその意味において、現在の規定ではまだ足らんところがございまして、余りそれを掘けるといふと、前の但書を取らんのと同じようなことになる憂いがありますので、それを誠に狭く、特別のそういう事情がある場合にだけにしほつてこれをや

りました。これがここにある但書であります。『当選人がおとりによる旨の立証をした場合においては免責を認めること』、その者は、そのおとりをやつたよりなやつは買収犯で罰せられる、それ以上におとり犯としての加重をやる、こういうのが(3)でございまして、それから(4)は、『公職の候補者、選挙運動の総括主宰者及び出納責任者の買収犯等の場合の加罰規定を設けること』、といふことにいたしました。

それからその次は、選挙権及び被選挙権の停止でございますが、これも全部停止することにして、停止の期間の短縮だけをやることにして、停止の免責をやるというあの規定を取ろうかという議論もありましたが、どうもその理由は余り有力じゃないので、判決がまち／＼だからといふことが主たる理由で、それならば判決で考へてもらつたらいいので、こういうことでそれは取りませんでしたが、併しこの選挙権及び被選挙権を停止された者はその期間中は選挙運動をできないことにしよう、こういうことにいたしましたわけでございます。

それから六は、罪の時効でございますが、これは形式犯については六月、それから他の犯罪については一年にいたしまして、これは今まではすべて六月であつたのを二つに分けて、いゝゆる悪質犯に対しては倍の一年にし、そうして逃亡したときは、その二倍として二年間時効があると、こういうことにいたしましたわけでございます。

その次は、政党その他の政治団体の選挙における政治活動に関する事項でございますが、政治活動、これも相当変わつてはおりますが、その大きな変わり方の第一番には政談演説であります、これはこの変わったことは(ロ)の政談演説会で、今までは一選挙区につき一回と、こゝろで二回に増やした、今度は一選挙区において当該所属議員候補者の数に應じたものがやれる、こういうことにいたしました。これも随分議論もありまして、実際不可能だ、不可能ならばやらなければいゝので、やれたらやるといふので、これを附加したわけでありまして、それから街頭演説は、これは停止した自動車上においてやれる、自動車の上は、今までは八台で区切つておりましたものを、こゝろいふに三百人以上のものが十台、四百人以上であつたら十二台やれるようにしよう、こゝろいふに五台に減えたのであります。

それからビラは政談演説会場で頒布する場合に限りこれを認めてもよろしい、こゝろいふにになりました。

それから、『自動車、演説会場等に掲示する文書圖画に公職の候補者の氏名を表示し又はこれが類推されるような事項を記載すること』、これは禁止事項です。ただこゝろで変わったのはその次の、『政党等の行う街頭演説会においては、候補者は、これに参加し、街頭演説をすることができないものとする』、その次です。『政談演説会の場合に限り、政策の普及宣伝の外に、所属候補者の推薦又は支持の演説を行うことを認めること。但し、候補者は、政談演説を行うことはできないが、選挙運動のための演説は、当該選挙区ではできないものとする』、これはどうもややこしいのですが、今までは演説はできるが、推薦もできないし、頼みます

が、政治活動、これも相当変わつてはおりますが、その大きな変わり方の第一番には政談演説であります、これはこの変わったことは(ロ)の政談演説会で、今までは一選挙区につき一回と、こゝろで二回に増やした、今度は一選挙区において当該所属議員候補者の数に應じたものがやれる、こゝろいふことにいたしました。これも随分議論もありまして、実際不可能だ、不可能ならばやらなければいゝので、やれたらやるといふので、これを附加したわけでありまして、それから街頭演説は、これは停止した自動車上においてやれる、自動車の上は、今までは八台で区切つておりましたものを、こゝろいふに三百人以上のものが十台、四百人以上であつたら十二台やれるようにしよう、こゝろいふに五台に減えたのであります。

それからビラは政談演説会場で頒布する場合に限りこれを認めてもよろしい、こゝろいふにになりました。

それから、『自動車、演説会場等に掲示する文書圖画に公職の候補者の氏名を表示し又はこれが類推されるような事項を記載すること』、これは禁止事項です。ただこゝろで変わったのはその次の、『政党等の行う街頭演説会においては、候補者は、これに参加し、街頭演説をすることができないものとする』、その次です。『政談演説会の場合に限り、政策の普及宣伝の外に、所属候補者の推薦又は支持の演説を行うことを認めること。但し、候補者は、政談演説を行うことはできないが、選挙運動のための演説は、当該選挙区ではできないものとする』、これはどうもややこしいのですが、今までは演説はできるが、推薦もできないし、頼みます

ということも言われんということになつておつた。ところが実際はどうか選挙中にその選挙区へ行つて政談演説をやつておつて、頼むなと言つたつて、自然頼むことになるのだから、これを禁止してみたら却つてこんがらがらばやつていいということにしよう、こういうことにいたしました。それからもう一つは、その選挙区に置いた候補者だからといって、例えば私なら私が選挙区における郡の政党の支部長をやつておる、そこでその支部の主催の演説会をやるときに、どうも支部長が出て開会の辞をやるのができんといつたようなことを言つたつて無理だから、演説をやる、いわゆる政党の演説をやることならよからう。けれども私のために一つお願いします、こういう演説だけは一つやめることにしよう、こういうのがこの規定でございます。

その次は、(4)は、このピラです。「ピラには、政策の普及宣伝の外」……こういうことです。ピラに政策の普及宣伝だけは載せてよろしいけれども、公職の候補者の氏名又はこれが類推されるような記事は載せてはいけない、こういうことにしたわけでございます。

それから(5)は、これはよく選挙期間中とあるものですから、選挙の当日は洩れるということでありましたから、選挙の当日もいけないうことを附加えたわけでございます。

その次の(6)は、「政治活動の規制は、再選挙及び補欠選挙にも及ぼすこととする」と。但し、自動車は、候補者の所属する一の政党その他の政治団体につき、一台に限ること、これはその補欠選挙のときにその規定がなかつた

ものですから、そこで総選挙のときにはこういう政党なら補欠選挙なら何台やつてもいいというので何台も自動車が出たという実例がございました。これを制限したわけでございます。それからその制限の範囲はここに書いてある通り(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、自動車……(7)は参議院でございますね、「政治活動の規制は、参議院議員の選挙にも及ぼすこととする」と。但し、左に掲げるもの以外は、衆議院議員の選挙の場合の政治活動と同様の制限を受けるものとする、こういうことにいたしました。政治活動のできるものは所属候補者十人以上(全国、地方を通じて)。政談演説会は衆議院の選挙区ごとに一回で可ること、街頭演説は停止させること、これは同じです。それから自動車はこういうふうによりました。ポスターもこういうふうによりました。

それから(8)は、衆議院と参議院の選挙が同時に行われる場合においては、両者につき政治活動は並行して行えるものとする、これは衆議院に対する運動もやれば、参議院に対する運動もやうにしなければならん、こう思つてやつたわけでございます。

その次は、「政治活動の規制は、地方選挙(知事及び市長)についても前記(7)の再選挙及び補欠選挙の場合に準じて適用すること、これも相当地論がありまして、ちよつといいようだから、近頃でも三万四千の市ができたから、やめたらよからう、こういう議論がありました。けれども、どうもそうかといつてどの市はやつていいが、どの市はやつてはいかんということになるから、まあ市ならしいといふこと

とにしようということに相なつたわけでありました。そのほかは大した議論はありません。

次の二のほうは殆んど新聞の制限でございます。大した議論はないのでございます。ただここで先ほども申し上げましたように、今ここで出ておりますのは、四党で一致したものだけが出ておりますので、ほかにも一つここで大きな問題は、政党の所属をきめる場合に、候補者が指定した一つの政党だけの政治運動を認める、そのほかの政党及び政治団体の運動は認められない、こういう議論があるのであります。これは先ほども申しましたように、政党政治を重くみます以上は、政党の公認ということが何より大切なことであります。いやくも一つの政党で公認せられておりながら、おれのほうはまだほかの政党からも推されておる、ほかの政治団体からも推されておるのだといふことはあり得ないことだと考へるのであります。そこで一番先に問題になりましたのは、無所属で出ておる場合に、二つの政党で共同して推す場合がある。そうすれば両方の政党から自動車を出して、選挙運動をやることにしよう、こういう議論がありました。けれども私が考へてみますと、無所属といふことは政党がないといふことなんです。私は政党がないといふて出ておるものもかわらなう、天下の政党ともあるものもおれのところでは応援されてくれ、おれのところでは応援されてくれといふことは、どうもこれは以てのほかのこと、こう考へましたので、無所属で出たら、政党の運動はやれんことにしよう、というふうにより第一に考へました。そ

の次は、一つの政党に属しておりながら又ほかの政党に属して股をかけておる、これらからすべて推してもらうといふことも政党政治の建前をとる上においてはいかんことだ、こう思いますから、一つの政党に属した以上はそれだけをやらう、こういうことが重大な問題になつておりますので、我々のほうからこれは又……

○衆議院議員(森三樹二君) それは君、提案理由をする場所が違ふ。それは余計だ、余分なんだよ。この法案の説明だけなんだよ。限定しなけれ……

○委員長(中田吉雄君) この提案理由の説明にふさわしい御説明を願います。少し逸脱しておる。

○衆議院議員(飯沼良作君) 今までの経過を説明しておるだけなんだ……それはそれだけであります。

第五は、選挙制度の基本に関する事項でございますが、これは小選挙区制を採用することと選挙定員数の改正でございます。これも少し議論もあるし、いろいろの点を考へて、参議院の選挙区に対する問題、それらの点も考へてみました。けれども議論が多いので、今差当つてこの国会に提案しようとするなら、それに亘つておつては間に合はん、だから次の機会までによく研究することにしよう、こういうことになつたわけでありまして、ただその間において、区画選挙調査委員会というものがイギリスにあるものであります。その委員会が日本の選挙は小選挙区にすればいいか、又定員はどういうふうにすればいいかといふことを第三者的立場で研究して頂いて、そこで

立案する。それで立案できたら衆議院から衆議院へ勧告するものを作つたらどうか、こういうことを考へたのであります。ところがそこで議論になりましたのは、英国のは、小選挙区にする、そこでこれを小選挙区にするが、どこまでをこの区にすればいいか、この選挙区を変えようと思ふが、これをどこで線を引いたらいいか、こういうことをきめるのであつて、頭から小選挙区にしていかにどうか、定員をどれだけにしていかにいかんことをきめるのはいかんではないかといふ議論もありました。とにかくそういうものでもないよりあつたほうがいいであらうから、そういうものを一つこしらへたらどうかといふので、これも一つ選挙区画調査委員会といふものを置こうといふ案を作つて、今現に我々は四派共同で衆議院に提案して参りましたので、これはどういふふうにかんがへて行きますか知れませんが、参議院のほうの小選挙区制及びその他のほうと噛み合せて十分研究して決定したい、こう思つておる次第でございます。

大体今までの経過はそんなふうなことでございまして、なおほかに細かいつてもおることにいたします。

○小林武治君 もう相当詳しく説明を聞いたですが、あと質問でもあつたらどういふふうにして……

○委員長(中田吉雄君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(中田吉雄君) それでは速記をつけて下さい。

○衆議院議員(森三樹二君) 要綱の七ページを御覧願ひたいと思ふのです。

一番最後のところでございます。「自動
車、拡声機及び船舶の使用」となつて
ありまして、「(イ)選挙運動用自動車
は、一台に限ることとし、」こうなつて
おりまして、その故を以て私どもはあ
くまでも選挙運動用自動車は一台であ
ると思つておるのでございます。そこ
ろがその下に「これ以外に候補者専用
の自動車は従来通り認めること。」「こ
うなつておるのでございます。ところが
もそも疑問を起す問題になつておるの
でございます。そこで皆さんからよく
自動車は一体一台なのか二台なのかと
質問を受けますので、私は選挙運動用
自動車は一台であります、かように
お答えをしておるのであります。ところが実
際問題となりますと、これ以外に候補
者が専用の自動車に乗つて選挙期間中
歩くということになりますと、たとえ
て言いますと、ここから今銀座でもつ
て自分の選挙街頭演説をやつて、す
ぐ来いと、こういう場合に私が自動車
に乗りまして走つて行く、そうしてそ
こに合流いたしまして街頭演説をやる
というふうに行けばよろしいのでござ
います、更に私が候補者といたしま
して演説を終りまして、次の街頭演説
会場に向う場合に、その自動車に乗り
まして、そうして前のほうには選挙運
動用自動車が行き、そのうしろから更
にこの候補者専用の自動車にそれに沿
つて行くというふうなことは、これは
実際上選挙運動の自動車が二台走つて
おるような結果を招来するのでござ
います。従いまして、私どもは少くとも
自分が街頭演説をやつておる自動車の
そばに行つた場合には降りまして、そ
うしてこの前の文句の選挙運動用自動
車に乗つて、然る後に次の会場に行つ

て演説をすべきだと思つたのであります
が、解釈は必ずしもそうではない、候
補者は自分がここから銀座まで乗つて
参りました自動車に乗つて、そうして
選挙運動用自動車と共に次の街頭演説
会場に行つても差支えないというよう
な法制局の見解もありましたので、非常
にこの自動車の台数に疑問が起きまし
て、先ほど来衆議院の委員会におきま
しては相当議論が起きたわけでもござ
います。その根拠をいたしましては、そ
れならどこから一体この候補者専用自
動車が認められるかといひますと、特
別そういう規定は法文上はないのでご
ざいます。つまりよつて来たところ
はどこかと申しますと、法百九十七条
の三号を御覧願ひたいと思つたのであ
りますが、この公職選挙法の第百九十七
条の三号には、候補者の乗用する自動
車の支出となつておりまして、その候
補者の乗用する自動車の支出は、この
条文の一番最初にある左の支出は選挙
運動費用の支出とはならないという規
定があります。そこからつまりこの選
挙候補者の専用車の問題が起きて来て
おるのであります。併しながら、私
はその第百九十七条第三号の立法趣旨
は、先ほど申上げましたように、自分
が自分の個人演説会場或いは街頭演説
会場に馳せ参する、或いは所用のため
に自動車に乗るといふ場合を規定した
ものであつたと思つたのであります。こ
のように例へば一日中選挙運動用の自
動車とくつきまして、並行して或い
はあととなり先となりして、そうして
一緒に歩くといふことになりまされ
ば、實際上この選挙運動用自動車が二
台となるという結果が招来されるので
あります。この点は私もいろいろ考え

ておるのであります、やはり選挙運
動用の自動車は一台に限るという原則
はこれは十分尊重いたしまして、そう
してこの要綱のここに書いてあります
これ以外に、候補者専用の自動車を
従来通り認めるというふうなことを要
綱に書いてある、この文面をはずせば
必ずしもそういう解釈はできないじや
ないか、そこに、この要綱にこうい
うことを書いてあるから、実際上選挙運
動用自動車が二台になるというふうな
結果が発生するのではなからうかとい
うような考えもしております。その点
一つ本委員会におきまして、皆さん
の御審議の際に解釈論で解決するか、
或いは何らかの措置を講ぜられるか、
御検討を願ひたいと思つたのであり
ます。

○委員長(中田吉雄君) ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中田吉雄君) 速記を始めて
下さい。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 第
一の「選挙管理事務の整備に関する事
項」に關して、簡単に御説明申上げま
す。

第一は、現行十三条の規定の問題で
ございまして、二つ以上の選挙区に亘
りまして市町村の境界変更の場合に、
その所属をどうするかという問題で
ございまして、これは境界変更があつた
場合にはそれに應じて選挙区の区域も
変更するというふうな改正するわけ
でございます。

第二には、都道府県の選挙管理委員
会は、町村合併その他特別の事情があ
ると認めるときに限りまして、町村の
区域を分けて教團票区を設けることが

できることとしたしまして、その決定
は、都道府県の選挙管理委員会が統一
的に行うものとするというものであり
まして、いろいろな事情によりまし
て、合併等ありました場合に、従前の
区域をそのまま開票区とすることが便
利である場合もありますので、そうい
う裕りある規定を置くということであ
ります。

第三は、参議院の全国選出議員の選
挙における補充選挙人名簿調製に關す
る期日及び期間等の決定及び告示は、
現在では中央の選挙管理会が行うこ
となつておりますが、これは事務の実
際の便宜上、都道府県の選挙管理委員
会がするように改めたほうが適當であ
らうということ、さようにするわけ
であります。

四は、市町村の新設に伴う選挙又は
増員選挙に關する規定を新設すること
でありまして、これは新たに市町村が
設けられましたような場合におきまし
て、その選挙をどうするか、或いは定
員が殖えた場合の選挙をどうするか
というふうな問題に關するものでござ
います。これは従来現行規定を解釈い
たしまして処置しておりましたが、こ
れらの点に關しましては、一連の規定
を置くことが適當であらうというわけ
で、これらの規定を整備するといふこ
とであります。

五は、「再選挙、補欠選挙、通常選
挙及び定例選挙の場合において現職者
の氏名を記載した投票を無効として
いるが、これは他の規定との関係上不要
と認められるので整理すること。」「こ
うのことでありますが、ちよつとわかり
にくいのでございますが、これは例え
ば衆議院の議員或いは参議院の現職に

ある方の投票は無効だということにな
つております。これは参議院の議員の
現職にある方が自分の選挙に打つて出
る場合に、現職のまま出ますけれど
も、そうでない場合におきまして、
例えば参議院におきましては半数交代
の選挙が行われている場合におきまし
て、他の現在交代期にある方の選挙が
行われている場合に、交代する時期が
来ておらない現職の方の投票を記載し
たものは無効であることは當然であ
りますが、その点の規定が六十八条の二
項、三項に置いてあるわけでありま
すが、これは本文のほうで一項の二号で
あります。そこが「公職の候補者
でない者」という規定がございまして
で、それによつて読み得るので、その
規定を削除するわけでありまして。

六の「同一氏名等の候補者に対する
投票を按分する場合においては、一票
未満の端数をも計算すること。」「とい
うのは、現在では端数計算によつてい
ないわけでありまして、これは先般こ
の参議院にもかかりまして、両院協議
会になりました例の潜在無効投票の問
題がございまして、あの際におきま
して潜在無効投票の計算につきまして
いろいろ議論がございましたが、按分し
て計算するということに措置いたしま
したので、その方法に準じまして、こ
の場合においても同様の措置をする
というふうに規定を改めるわけござ
います。

七は「参議院全国選出議員の選挙の
繰延選挙の期日の決定は、中央選挙
管理会が行ふものとする。」「これは
この場合におきましては準用いたして
おりますので、準用いたしますと、
都道府県の選挙管理委員会が行うより

な恰好になりますので、その説書規定を置きまして、中央選挙管理会という事務的な整理であります。

八は「候補者は、選挙の当日には立候補を辞退することができないものとすること。」これは現在では選挙当日の立候補を辞退することになつておりましたが、その点の制限規定がありませんが、これはいわゆる氏名の揭示等、その他いろいろの点から申しますと、当日立候補を辞退しますと、それに関する一連の選挙管理事務を更正いたさなければなりませんので、選挙無効等をいろいろ生じますので、少くとも前日まででなければ立候補の辞退ができない、かように改めるわけでありました。

九は「立候補者の制限を受けている公務員が立候補した場合には、その届出と同時に、何らの手続を要せず当然に退職したものとする。」これは従来立候補の場合におきまして、本人自身がいろいろ職を兼ねている場合等がありまして、うか／＼いたしますと、それをうつかり忘れまして、それを辞退することをしないで立候補する場合等がありまして、当選の際等にいろいろ問題が起りますので、その点を明確にいたしまして、その点に關しましてのごた／＼をなくす意味におきまして、立候補した場合におきましては、すべてを投げうてそれに専心的に力を尽すという意味と解しまして、それらの場合におきましては、届出と同時に他の兼ねておりましたところの公務員の職は当然に辞退したものとみなすと、こういうことにするわけでございます。

それから十の「公務員となつたために公職の候補者を辞したものとみなされる場合においても供託金を没収するものとする。」これは或る候補者が一度立候補いたしました後に他の公務員となりまして場合には、当然候補をやめたものとみなすことになつておりますが、その場合は職務の關係上で気の毒だということになつて供託金没収をしないことになつておりましたが、その場合においても供託金を没収することにしたわけでありました。例えば或る候補者が或る投票管理者になつた場合といふような場合等が、この場合の例であります。

十一の「選挙の効力に関する争訟の結果による当選人の更正決定は、起り得ないので、これに關する規定を整理すること。」これは選挙効力に関する争訟におきましては、当選人の更正決定の問題は起らないで、当選人の更正決定の問題は当選の効力に関する争訟において起り得る問題でありますので、これは現在この規定上の余計なことが書いてある点がありますので、その点を整理するということでありました。十二は「兼職禁止の職にある者は、更正決定又は繰上補充の場合を除き、当選の告示があつたときは、直ちにその職を失うものとする。」これを只今のものと関連いたしましたので、その点を明らかにするわけでありました。十三は「参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の場合の一都道府県内の標旗の使用制限の違反に対する処罰規定を整理すること。」これは標旗は一都道府県では一つだけしか用いることができないことになつておりますが、これらの違反に対する処罰規定が

ありませんので、それに対する処罰規定を置くということでございます。

十四は「不在者投票の場合の代理投票を記載すべき者は、一般の代理投票の場合の候補者の氏名を記載すべきものと定められた者とみなして、代理投票における記載義務違反に対する罰則を適用するよう整理すること。」ということでございます。これは普通の投票の場合の代理投票でなくして、投票の前に自分がどこかに行くから不在者投票をして行こう、その不在者投票をしようという場合に本人が投票を書けないうから、代理投票を頼むという場合の措置でありまして、この点もこれはかようにしたほうが適當であろうと考えておるわけでありました。

○委員長(中田吉雄君) ちよつと速記をやめて。

【速記中止】

○委員長(中田吉雄君) 速記をつけて下さい。

○小林武治君 まあこの法律案は、大體選挙運動の方法が主となつて、実質的に一番大きな問題は連座規定の問題だと思つておりますが、この連座規定の免責規定を除くということは我々の強い主張であります。それについて今度の法案には珍しく「おとり」などという言葉を添へて、そうして或る程度又抜け道を作ると申すか、そういうような方法を講じた。この点は我々としてもむしろ不満足に思つておりますが、これは法制局にお聞きしたいのです。が、「おとり」という言葉が一種の法律規定の言葉としてあるのですか。○衆議院法制局参事(三浦義男君) まあ今までの法律では使つてあるのはな

いものと思つております。併しながら「おとり」という事態がいろいろあり得ることは世間でも言われております。又考へ得る事態もありません。實際問題としてもあり得る事態でございます。従ひまして、その事態を法律化した、かような意味でございます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君)

「おとり」ということ自体は必ずしも判断することはないが、むずかしいかと存じますので、特に二百二十四条の二に「おとり罪」という規定を置きまして、「おとり」がどういふものであるかという点を明らかにいたしておきます。

それは例へば或ることに候補者がいるといふことは、その候補者の対立候補である候補者、或いはその対立候補である候補者の選挙運動に従事する者が、これらの他の候補者の出納責任者とか総括主宰者を誘導挑発して、そうして本人の当選を失わせる目的を以て買収罪を行つた場合が「おとり」の一つでございます。それから第二は、出納責任者又は総括主宰者自身が「おとり」になつて、これが本人である候補者の当選を失わせる目的を以て買収をし、或いは費用超過をした、かような二つの場合が考えられ得るわけでございます。この点を法律の上に明確に規定してございます。

○小林武治君 言葉が極めて私は卑しい言葉というか、不適当な言葉だと、こりうふに思ふのですが、何かもつと内容にふさわしいような言葉が考えられんものかどうか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は御尤もな御意見でございます。ので、「おとり」という言葉は、ただその条文の見出しに「おとり罪」と書いていただけでございます。規定の内容には「おとり」という言葉は使つてございません。

わかりやすくするために、要綱ではそういうものを「おとり」と称するということであつたその用語を踏襲した、こりうことでございます。

○小林武治君 その用語が極めて私は法律用語として不適当な言葉である。それからもう一つ、この問題について我々が心配するのは、却つて今あなたが説明されたようなことに引用される以上、現実に総括主宰者又は出納責任者が買収その他の行為をして、そうしてそれが発覚して罪となつたその場合、今度は候補者が、その当選者が却つて自分の総括主宰者或いは出納責任者に、お前はおとりであつたということをして白状しろと、虚構の白状をさせるというやうな問題が却つて私は起きると思ひますが、それはどうでございますか。こりうことが實際にできる。第三者と通謀して私はおとりでありました、こりうやうなことを言うやうな場合は考えませんか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それはまあおとりのいろいろな形態があるかと存じますが、今おつしやつたやうな例も必ずしもないとは限らんと思ひまして、こりう事態は或いは場合によつては起り得るかと思つております。ただそれらのことがいひ悪いの問題は別問題といたしまして、仮におとりであつて、且つそれが自分自身がこりうであるということをお認めされた場

合におきましては、これはこの衆議院の案で考えられております規定によりまして、いわゆる当選無効の訴訟の場合においての免責の問題になり得ると考えております。

○小林武治君 今私が言うのは、却つてその規定を適用する。即ち折角の免責規定が又無効になる心配がある。殊に本人が私がおとりでありましたというこの今度虚偽の自由をして、そうして通謀を第三者とする。これによつて当然失格すべきものが却つて又当選が有効になるということが私は必ず起きると思ふ。こういうような観点からいたしまして、この規定は極めて不適当な規定であるというように思ひますが、これを作る場合には、これが逆用されるということはあまりお考えにならないかつたかどうかということをお伺いしたい。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はこれを規定いたします場合に、おきましては、やはり同じような意見が述べられましたし、私も立案いたします場合に、私どもも立案のこを考えたわけでございまして、併し法律上の問題といたしましては、これらに対する措置といたしましては、第一は、おとり犯に対する懲罰規定を置いておきます。従いまして、おとり犯を行ひました者につきましては、それによつてそのいことができないように間接的に強制するということによつて、それらの事態をなくするということを一考してございまして、それからもう一つは、それが訴訟の段階になりました場合に、おきましては、一般の有権者が訴訟を提起することになりませんが、その場合におきま

て問題となつた当選人である、候補者であつたその当選人は、自分はおりの人がおつて、自分の出納責任者なり何なりがおとりによつて買収犯を犯したのだということを証明させることにいたして、おきまして、先ほどおりの証明といたしましては、先ほどおりの罪の定義で申し上げたように、そのおとりは相手方の候補者か或いは相手方の選挙運動員と意思を通じて行われて、本人の当選を失わせる目的をもつてなされたというこの立証をしなければなりませんので、その立証はなか／＼容易ではなからうと考へておきます。つまり問題になつた当選人自身がおとりだということを主張するためには、相手の候補者或いは相手の運動員とその者が意思を通じてという証明、客観的な証明をさせるということにしてございまして、法律的におきましては、現在のいわゆる免責規定よりも非常に厳格になつておるといふように考へておきます。

○小林武治君 或る程度のその進歩と申しますか、厳格になつたということとは多少言えるかと思ふが、こゝういふのを折角規定しながら、又重ねて抜け道を作つておくといふことは私は非常に不適当である、こゝういふように考へる。いずれの場合にしましても相手と通謀するといふ形はとり得る。これは相當な陰謀の保障、或いは本人の生活といふものについての、候補者そのものが保障をすれば、これらのこともなし得るとこゝういふように考へておきます。要は折角とにかく選挙を肅正して、そゝうして買収犯等をなくするところからには、かゝる抜け道がまだ続いて行われるといふことのないよう

にしたいといふことを私は特に主張しておきたいと思ふ。一応今の点はこれで終ります。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) ちよつと今の補つて……只今の点に關連いたしましてこゝういふ案も実は一応考へたわけでございまして、つまり刑事犯におきましてそれが確定いたしました場合に、それによりましてそのまゝ当選人の当選を無効とする、刑事犯によつておとり犯、おとりによつてやられたといふようなことが確定した場合には、おきましては、それによつて当選人の当選を無効とするといふようなことにすれば、そゝういふいわゆる選挙訴訟の形態をとらないで、連座を適用できるということになり得るわけでございますが、これは又一方から申しますと、実際の起訴の状況等から申しまして、買収犯でこれがおとりによつてやつたものであるかどうかといふことの認定はなか／＼むずかしいようでございます。一々これがおとりであるかどうかといふような実態まで調査して起訴するといふことはなか／＼困難でございまして、そゝういふいたしますと、すべておとりでない単なる買収といたしまして起訴するとすれば、すべての当選人がそのかどによつて失格するといふ結果を招来することになりますので、これも又如何かと考へられまして、衆議院で出されたような案に結局は落着いたわけでございまして、御意見は、一応御尤もな御意見だと考へておきます。

○衆議院議員(鐵治良作君) これについていろ／＼議論のあつたところを御参考までに申上げておきますが、おりの場合、おとりといふことを考へられましては、先ほど私が説明しましたようにこゝういふふうには連座が強くつて来るといふと、候補者を落してやろうと思へばその相手方に連座のあることとさへすればいいことになる、こゝういふことからこれは考へられたので、併し私はこれはやはりおとりであるが何であるが、買収したら買収犯に問われるのは当り前なんだから、いわばおとりをしたやつは悪いやつだから、おとりをした者を強く罰すればいいだらう、こゝういふことで最初懲罰規定だけでよからうといふので一応そゝういふ案を作つたのですが、それらだん／＼考へてみると、なるほどどうもおとりといふことに對して心配がある、こゝういふことがわかつて参りましたので、それはその第一に考へられたのは出納責任者が生殺手奪の権を……出納責任者が犯罪で罰しられさへすれば、その当選無効になるのですから、そこでどうもおとりはこゝういふことがあるがどうだ、こゝういふことでおとりして来んか、こゝういふことが大事です。それから、それにしたつて出納責任者が犯罪を犯しているからいいじやないか、資格がないじやないかといふことも考へられましたが、これは制度の實際から考へてみますと、こゝういふことがあります。ちよつと速記をとめてもらわないと、實際問題で……。

○委員長(中田吉雄君) 速記とめて下さい。

○委員長(中田吉雄君) 速記をつけ「速記中止」

○委員長(中田吉雄君) 速記をつけ

○衆議院議員(森三樹二君) これは私が先ほど申上げた選挙法の第九十七条の第三号だけの解釈は、あくまでも自分が選挙運動期間中におきまして、所用のために自動車に乗つて行つた特殊の場合だらうと思ふのです。それを自分が雇つたにしましても、自分が持つておつたにしましても、これが自分の専用車だからと云つて選挙運動期間中乗るとか、或いはそのうちの三分の一にいたしましては四分の一にいたしまして、そゝういふ期間中候補者が専用車を利用するといふことは、この法律の規定するところではないと思ふのであります。従いまして、私はこれは解釈論でもつてやはり専用車といふものは特に認めないのだといふような解釈が私はできるのじやないかと思ひますが、こゝこはまあ法制局の三浦部長の御所見も私はお伺いをして頂きたいと思ひますが、私はこの要綱の「これ以外に候補者専用の自動車は從來通り認めること」といふのは、これを逆に認めないことといふような解釈をして差支えないのじやないか。そゝういふように要綱を書き換えれば防止し得られるのじやないかと思ひます。衆議院で通過いたしました法律を当委員会において修正されることは御自由でござい

○衆議院議員(森三樹二君) これは私が先ほど申上げた選挙法の第九十七条の第三号だけの解釈は、あくまでも自分が選挙運動期間中におきまして、所用のために自動車に乗つて行つた特殊の場合だらうと思ふのです。それを自分が雇つたにしましても、自分が持つておつたにしましても、これが自分の専用車だからと云つて選挙運動期間中乗るとか、或いはそのうちの三分の一にいたしましては四分の一にいたしまして、そゝういふ期間中候補者が専用車を利用するといふことは、この法律の規定するところではないと思ふのであります。従いまして、私はこれは解釈論でもつてやはり専用車といふものは特に認めないのだといふような解釈が私はできるのじやないかと思ひますが、こゝこはまあ法制局の三浦部長の御所見も私はお伺いをして頂きたいと思ひますが、私はこの要綱の「これ以外に候補者専用の自動車は從來通り認めること」といふのは、これを逆に認めないことといふような解釈をして差支えないのじやないか。そゝういふように要綱を書き換えれば防止し得られるのじやないかと思ひます。衆議院で通過いたしました法律を当委員会において修正されることは御自由でござい

○委員長(中田吉雄君) 速記をつけ

まするが、ただ会期が切迫いたしてありまする關係上、何とか又衆議院に送り返さないで、適當な方途によつてこの問題を解決することができたらば一番よろしからうと考えております。

○小林武治君 今の問題は、衆議院はいわば思想統一ができておらん、そういうふうに思つてよろしうございませうか。

○衆議院議員(森三樹二君) それは思想統一ができておらないわけではなかつたのでありまして、この要綱の第七頁の一番最後のところに(イ)といひまして、「選挙運動用自動車は、一台に限ることとし、(イ)と、あくまでもこの觀念には立つておるのでございます。従いまして、大多數の委員諸君は選挙運動用の自動車は一台である、こういう觀念と言ひますか、考え方を持つておつたわけでありませう。ところが、その下に、「これ以外に候補者専用の自動車は従来通り認めること」といふ要綱の文面がありまして、それが端緒と言ひますか、疑問の起る一つの原因になりました。四党の代表の諸君が本草案をお考えになつておられるが、他にも多少のお考えがあつたかと思ふのであります。併し基本的には私は選挙運動用の自動車はあくまでも一台と、私はこういう觀念に立つておるものであらうと、こう考へておるわけですが、併しながらこの要綱にこういう文面が現れておりますし、又この立法が通りまして、各議員諸君から一体選挙運動用の自動車というのはいかなのか二台なのか、こういう御質問がしきりに起り、本日も実は専門委員会以外の方がお出でになつて質問が展開されまして、このような要綱で行くといふと、結局実際上は選挙運動用の自動車

が二台あるということになるのじやないかというより強い御質問もあつたわけなんです。従つて委員会自体といひましては、觀念の統一と言ひますか、思想の統一がなかつたというわけじやないのです。解釈論の結果といひまして、觀念上考へておることに何と言ひますか、矛盾と言ひますか、結論が違つて来たと言ひますか、そういうところが生れて来たわけですが、

○小林武治君 今の問題は、若し衆議院が例へばここにおいでる鍛冶さん、一台がいいとおつしやるならば、我々のほうでたとへば法的でなくとも、速記録にこれは一台であるとして置いておるというよりなことを載せて置いてもいいわけですが、その点が必ずしも自由党の鍛冶さんは御承知なさらないやないですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そうじやないんです。この要綱があるために法律が變つたのではない。これはともとは私は一台だけにしようという考え方であつたのです。そこで、仮に一台といひまして、候補者が必要があつて、自動車を雇つて乗ることはこれは禁止するのじやありません。ただそれだけのことなんです。そこで、いろいろ議論した結果、やつぱり法定費用に入れんほうがいい、こうなつたんだから、今までも入れてなかつたんだから入れないのだと書いただけで、法律上は何も變りがないのです。あの要綱がありまして變りはないのです。それを何か變つたものが入つたように思われるからで、變つておらん。ただ前の通りなんです。書かなければよかつた。併し書かないからと言つて

法律の内容は變らん。そういうことなんです。が、實際問題は雇つて乗ることも差支えないですよ。雇つて乗るといふことは、要るときには乗る、又雇つて乗る、どこで雇つてもそれは差支えないわけなんです。法定費用に書き上げるか書き上げんかの問題だけなんです。書き上げんかというよりなことになる、一遍ごとに雇うのと一日中雇つていゝのとどういふ違いがあるかといふと、一日中雇つてもいい。その一日中雇つたのを俗に専用車と言ふだけの話であつて、別に内容に變りのある問題ではない。ただ法定費用に入れるか入れんかといふところに問題があるだけで、その点はちつとも變りはないんです。

○小林武治君 従つて二台でもいいということになる。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そうです。常雇にすれば二台になつて来る、それだけのことで。

○小林武治君 それでよろしうございませうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 常雇をしていかにんといふことを書けばどうか知らんが、それでなければ乗つていかにんといふことは書けんと思ひます。

○伊能芳雄君 積雪泥濘の場合にトラックを使うわけですが、これは誰の判断ですか、積雪泥濘で乗用車、小型では困るといふのは誰が判断してきめるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、許可する人とか何かはこの法律では予定してございません。従つて候補者自身が客観的な事実に基きまして、天候上トラックを使わなければどうしても困ると、不可能であるといふような認定によつて使ふ、こういうことになりませう。

○伊能芳雄君 そりすると、各自の候補者の判断でやられるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) さうでございませう。と申しますのは、これはどこかの認可とか許可という問題を取入れませう、結局は警察の許可とか或いは又選挙管理委員会の許可とかいふような問題にならうと思ひますので、そういうことになりませう、場合によりましては、いわゆる選挙干渉と申しますか、そういうふうな、いゝなそれに伴ないまする又弊害の面も出てくると思ひますので、一応原案はさうになつております。

○伊能芳雄君 トラックに常時人を乗せて歩くといふときには、何か警察の選挙法以外の自動車取締法の関係の許可が要るのじやないですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はこの選挙法とは別に、道路運送取締法がございまして、いわゆるトラックは貨物を乗せるものでございまして、それに人間を乗せる場合におきましては、特別の許可が要ることになつております。これはこの前の選挙法の改正の際には、選挙法の中で特にそういう場合には、選挙法の中で特に警察の許可は要らないようにしたかどうかといふ意見がございまして、さうなことを法文の中に取入れた案を考えたこともございませうが、今度は原則としてトラックを使わないという建前になつておりますので、それを入れませうことはその思想と矛盾いたしまさるるので、それは、一般の交通取締法の問題に任してあるわけにございませう。

○伊能芳雄君 そりすると今後協定によつて、こういうものは認める認めないといふことは、もつと細かく協定に

よつてきめて、警察としてはそういうものは許可してくれるなといふことを委員会から申入れて抑えるという手はあるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 選挙の運動用に使用する場合の天候如何によつてどうのこうのといふ問題は、これは警察の問題では私はないと思ひております。警察はただ天候がどうであらうか、よからうか悪からうか、要するに荷物を載せる車に乗すべからざる人を乗せるということについて、保安上の見地から許可を与えるかどうかという問題でございませうから、それはただそれだけに限定しておいたほうが、いゝな点からベターではないかと考へております。

○伊能芳雄君 それから婦人会、青年団等の例を挙げてありましたが、これらのところへいゝゆる顔を出すというのは、個人演説会の回数に入れるといふ解釈を決定しておられるのですか。そういうふうなことでございませうか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は原案に、先ほどここでお話がございまして、原案には入つてないわけにございまして、それを原案に入れるかどうかといふことについて、現在衆議院でもいろいろ意見がございませう。従いまして原案の解釈、原案だけについての解釈で申上げますれば、それは個人演説会の回数には入らないといふことになりませう。従つてそれは個人演説会の回数に入れたほうがいいじやないかといふ意見はございませう。

○伊能芳雄君 今のところ入れていいといふ考へ方ではございませうか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) さうでございませう。

○伊能芳雄君 政党その他政治団体というものを言つておられますが、政治団体は大抵どんなものを考へておられるのでありますか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) これは特に選挙法では、たゞその名前を引用したただでございまして、定義をいたしてございせんが、御承知の政治資金規正法には、政党、協会その他の団体という名前を使つてございまして、規正法の二条であつたと思ひますが、そこに政党の定義、政治団体の定義がしてございまして、やはりその定義を大体選挙法の立案過程におきましては受継いで規定をいたしてあるわけにございまして、規正法の定義が大体政党並びに政治団体の定義をお考へ願ひましてよろうかと思つております。

○伊能芳雄君 そりすると、本来は政治をやるのが目的でなくとも、政治団体の肩出ししたものは皆入ることになるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) そりういふことでございまして。

○伊能芳雄君 もう一回さつきの答へを求めますが、さうすると、さつき言つた婦人会、青年団というやうなところ、消防団が集つてゐる、工場の従業員が集つてゐる所へ候補者が来たんだからちよつと挨拶をしてくれ、こゝういふのは禁止する趣旨ですか。それとも認めて行こうという考へ方でどこかへ入れて行こうという考へ方ですか、お考への方角としては……。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 只今の問題は、只今衆議院からこちらのほうに出されました案におきましては含まれておりませんので、先ほど私が申し上げましたやうな解釈になります。が、立法論をいたしましてそれを入れたいか、入れないかといふこと

ことは、現在衆議院におきまして問題になつてゐるわけにございまして。

○衆議院議員(森三樹二君) ちよつと今の問題、私から補足して御説明いたします。それは三浦さんは抽象的に論議があるという御説明ですが、これは私どもの見解とそれから鑑治君の見解とは違ひます。鑑治君のほうでは、さういふものをやるのであれば個人演説会とみなして、個人演説会の中に算入しなければならぬ。さうしない個人演説会という規定があつても、つまりなきに等しいといひます。か、個人演説会を六十回といふものに法文では限つてあるわけですが、それをそのほかに青年団とか、婦人団体とか、或いは映画の幕開とかに無制限にやらせれば、その六十回といふ制限といふものは壊れてしまふ。だからこれは六十回の中に入れてなければならぬ、こゝういふのが鑑治君なんかの意見なんです。ところが私どもの意見といふのは、やはりできるだけ政見といふものを多数の人に聞かしてやるのが選挙運動の本旨ではないか、だからあらゆる機会に大衆に接して、政党の政策等を浸透すべきである。工場や或いは婦人、青年団、或いは演劇の幕開等にやることは、これはできるだけ許していいのじやないか。さういふものを六十回の中に入れてゐることになると、これはもう殆んど制限されてできなくなつてしまふ。それはさういふやうな団体に行つて挨拶するやつは、例えば自動車で走りながら、来てくれと言つて、すぐ走つて行つてやるというやうな場合は、さういふ起きますから、一々それを肩出しするやうな面倒なことはできない。だからそれを切り離して別々にやるべきだといふように議論が分かれてゐるのであります。併し当委員会に提出いたしました衆議院

通過案は、六十回の個人演説会だけと、それから先ほどの青年団や或いは婦人団体、或いは演劇映画の幕開にやるというところはやはり分離されてゐるのです。さういふわけにございまして。○若木勝蔵君 今の問題に関連するものであります。結局この二十七年に於ける選挙法の改正のとき、これは相当選挙運動について論議があつたのです。その際に非常に我が重要な点として主張したものに、金がかかるか何とかがいふことによつて表面当然やらなければならぬやうなことを極度に制限することは、逆に闇のほうに使うところの金が大きくなつて来て、従つて我々の政見の発表とか、或いは政策について大衆に徹底的に知らせて行くといふやうな方面について、これは十分一考慮しなければならぬ。さういふ点から今お話のあつた個人演説会を六十回に制限するといふことも随分これは議論がありまして、さういふ制限を加へることは全く大衆の政治啓蒙の上から見て、公明な選挙といふ方面から見てもこれは不徹底なことになるのじやないか。むしろ障害になりはしないかと、さういふことでこれは六十回に限定することはどうもまずいと、さういふ話があつたのです。ところがさういふ議論の結果さういふ六十回といふ制限が出たのです。そこで今の青年会とか或いは婦人団体とか、或いは映画の幕開といふやうなことに、これは認めようではないか、こゝういふやうなことになるのです。さういふ問題に絡みまして、今回のいわゆる自動車或いは拡声機、或いは船舶の使用、こゝういふ方面についても相当これは二十七年に於ける選挙法の選挙法を更に改訂して範圍を狭めて来た

うに私は思ふのです。これらについて先ず一つ伺ひたいのは、いろ／＼制限の事項が殖えて来ましては、いかにせん、自動車の拡声機、船舶には文書、図書の掲示は一切これを禁止する、こゝういふやうな項目が出てゐるのであります。さういふと、この候補者が乗つて行くところの乗用車に、或いはトラックになるか、これはたゞすきをかけた候補者が立つて行くといふだけで、これは何党のどういふ候補者であるかといふやうなことは全然通つておるときに沿路の大衆、さういふやうな方面には一般にはわからんといふことになると思ひますが、さういふやうになるのですか。

○衆議院議員(鑑治良作君) その通りです。そこでその今の御議論ですが、これはやつぱり考へ方なんです、個人の運動をどこまでも殖やさういふ考へも、個人の運動は或る程度制限して、その代り公営と政党の運動を殖やせばいい、こゝういふ考へ方で、いづれが金のかからん、違反のない選挙になるか、こゝういふことの最後の目標について意見が分れば、これはどうも意見の相違といふ点でいたし方がありません。さういふ意味でさういふことになつた。それから今の車の上ののは、主として今までのやうなトラックの上で、飾り付けしなればトラックの上に乗らん、人間が少なければ乗らないじやないか、こゝういふところから

らも出てゐることは間違ひございせん。それと先の演劇の幕開、青年団等の話です。これは私は参議院における議論は存じませんが、存じませんが、衆議院においては、これは私は小澤委員長に念を押してやりまして、座談会その他一切の集會をもこの中へ入れるんだ、初めは三十回説あり、四十回説あり、六十回説あり、八十回説ありと、結局さういふことで六十回に落着いたことだけは間違ひございせん。ところがどうも演説会以外の演説といふものがある、こゝういふことになつて、あれが重要問題になつたものだから今改めて議論された、こゝういふ実情でございまして。

○委員長(中田吉雄君) 速記を止めて下さい。

○委員長(中田吉雄君) 速記を始めて下さい。

それではこれで休憩いたします。

午後四時三十七分休憩

午後五時十八分開会

○委員長(中田吉雄君) それでは休憩前に引続きまして委員会を開きます。

本日はこれを以て散會いたします。

午後五時十九分散會

十二月三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)」を「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙、定例選挙及び設置選挙)」に、「第三十三條(兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の資格)」を「第三十三條(当選人が兼職禁止の職に在る場合の特例)」に、「第三十三條(補欠選挙)」を「第三十三條(補欠選挙及び増員選挙)」に、「第三十七條 削除」を

「第百十七條（設置選挙）」に、「第百三十七條の二（未成年者の選挙運動の禁止）」を「第百三十七條の三（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）」に、「第百四十條（氣勢を張る行為の禁止）」を「第百四十條の二（連呼行為の禁止）」に、「第百五十四條（立会演説会における演説者及び録音機の使用禁止）」に、「第百五十六條（立会演説会への参加）」を「第百五十六條の二（班別編成によらない立会演説会への参加）」に、「第百六十四條の四（個人演説会における録音機の使用）」を「第百六十四條の四（個人演説会及び街頭演説における録音機の使用）」に、

為の制限
要する参議院全国選出議員の選挙における特別
開催当日の他の演説会等の制限
街頭演説及び連呼行為の禁止
（夜の街頭演説の禁止）
（参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例）
（街頭演説の場合の選挙運動員等の制限）
（演説会開催当日の他の演説会等の制限）
（近接する選挙の場合の演説会等の制限）
（定建物及び施設における演説の禁止）
（出納責任者の職務代行）」を「第百八十三條（出納責任者の職務代行）」に、「第百八十三條の二（出納責任者の届出の効力）」に、「第百九十八條（選挙運動に関する支出金額の制限額超過による当選無効）」を「第百九十八條（特定人の寄附の禁止）」に、「第百九十九條（特定人の寄附の禁止）」に、「第百九十九條の二（公職の候補者等の寄附の禁止）」に、「第百九十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）」に、「第十四章の二 衆議院議員の選挙の特例（第二百一条の禁止）」に、「第二百一条の六」を「第十四章の二 衆議院議員及び参議院議員の選挙の特例（第二百一条の二（ポスターの特例）」に、「第二百一条の三（ポスターの制限）」を「第二百一条の三（ポスターの特例）」に、「第二百一条の

五（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）」を「第十四章の三 政党その他の政治団体の選挙における政治活動（第二百一条の五）一条の五（総選挙における政治活動の規制）」に、「第二百一条の六（政党その他の政治団体の機関紙誌）」を「第二百一条の六（通常選挙における政治活動の規制）」に、「第二百一条の七（衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び都道府県知事及び市長の選挙の場合の政治活動の規制）」に、「第二百一条の八（連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止）」に、「第二百一条の九（政党その他の政治団体の機関紙誌）」に、「第二百一条の十（選挙運動に関する支出金額の制限額超過に因る当選無効の訴訟）」を「第二百一条の十（出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟）」に、「第二百一条の十一（選挙運動総括主宰者の選挙に因る当選無効の訴訟）」に、「第二百一条の十二（選挙運動総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」に、「第二百一条の十三（出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟）」を「第二百一条の十三（出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟）」に、「第二百一条の十四（買収及び利害誘導罪の場合の没収）」を「第二百一条の十四（買収及び利害誘導罪の場合の没収）」に、「第二百一条の十五（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）」を「第二百一条の十五（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）」に、「第二百一条の十六（選挙事務所の設置届出及び表示違反）」に、「第二百一条の十六（選挙運動に関する収入及び支出の規制違反）」に、「第二百一条の十七（報告書提出の義務違反）」を「第二百一条の十七（報告書提出の義務違反）」に、「第二百一条の十八（寄附の勧誘、要求等の制限違反）」を「第二百一条の十八（寄附の勧誘、要求等の制限違反）」に、「第二百一条の十九（公職の候補者等の寄附の制限違反）」に、「第二百一条の二十（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）」に、「第二百一条の二十一（当選人、総括主宰者、出納責任者の犯罪に因る当選無効）」を「第二百一条の二十一（当選人の選挙犯罪に因る当選無効）」に、「第二百一条の二十二（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）」に、「第二百一条の二十三（一部無効に因る再選挙の特例）」を「第二百一条の二十三（再立候補の場合の特例）」に改める。

(2) 第十三条第二項中「市町村の境界の変更があつたため又は町村が市となり若しくは市が町村となつたため郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつたときは」を「市町村の境界の変更があつたときは」に改める。

(3) 第十八条第一項に次の但書を加える。

但し、第十五条第五項（市町村の議会の議員の選挙区）の規定による選挙区があるときは、その区域による。

同条第二項を次のように改める。

2 都道府県の選挙管理委員会、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数選挙区を設け又は数町村の区域を合せて一選挙区を設けることができる。

同条第三項を削り、第四項中「前二項を」を「前項を」に、「当該」を「都道府県の」に改め、同項を第三項とする。

(4) 第二十一条第一項中「以下同じ」を「以下本条中同じ」に改める。

(5) 第二十七条第三項中「申請の方法」を「申請の期間及び方法」に改め、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会）を加える。

(6) 第三十三条の見出し中「及び定例選挙を、定例選挙及び設置選挙」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第四項を第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第七條第六項（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行ふ。
- 同条第五項中「第三項」を「第四項に改め、同項を第六項とし、同条第六項中「第一項、第二項及び第四項」を「第一項から第三項まで、第五項及び前項」に改め、同項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
- 7 市町村の設置に因る教育委員会の委員の選挙は、地方自治法第七條第六項の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行ふ。
- (7) 第三十四條第一項中「補欠選挙（第百十四條長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合）の選挙を含む。」の下に「増員選挙」を加え、第二項本文中「第百十三條《補欠選挙》」を「第百十三條《補欠選挙及び増員選挙》」に、「又は補欠選挙」を「補欠選挙又は増員選挙」に、同項但書中「地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙」を「地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙」に改め、第五項中「補欠選挙」の下に「又は増員選挙」を、「第百十一條第一項」の下に「又は第三項」を加える。
- (8) 第六十八條第一項第二号中、第八十八條《選挙事務関係者の立候補制限》若しくは第八十九條《公務員の立候補制限》を「若しくは第八十八條《選挙事務関係者の立候補制限》」に改め、第二項及び第三項を削る。
- (9) 第六十八條の二第二項後段を削る。
- (10) 第七十九條第一項中「並びに第六十八條《無効投票》並びに第六十八條の二《同一氏名等の候補者に対する投票の効力》」に改める。
- (11) 第八十四條に後段として次のように加える。
- この場合において同条同項本文中（参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会）とあるのは（参議院全国選出議員の選挙会に關しては中央選挙管理会、選挙分会に關しては都道府県の選挙管理委員会）と読み替へるものとす。
- (12) 第八十六條第五項中「第三十三條《長の任期満了に因る選挙》第六項」を「第三十三條《長の選挙》第八項」に改め、第七項中「公職の候補者は、」の下に「選挙の期日の前日までに」を加える。
- (13) 第九十條中「公職の候補者となる」とする目的をもつて公務員たることを辞する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができないときは「第八十六條《公職の候補者の立候補の届出等》第一項から第四項まで及び第六項の規定により公職の候補者として届出をし又は推薦届出をされたときは」に、「申出の日以後五日に相当する日に公務員を」届出の日当該公務員」に改める。
- (14) 第九十三條第二項を次のように改める。
- 2 前項の規定は、公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合（第九十一條《公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合》の規定に該当するに至つた場合を含む。）に、準用する。
- (15) 第九十六條中「第二百二條《選挙の効力に關する異議の申立及び訴願》、第二百三條《選挙の効力に關する訴訟》第一項、第二百四條《選挙の効力に關する訴訟》」を削る。
- (16) 第九十七條第一項中「第二百三條《兼職禁止の職を辞さない場合》」を「第二百三條《当選人が兼職禁止の職に在る場合の特例》第二項及び第四項」に改める。
- (17) 第九十三條の見出しを「《当選人が兼職禁止の職に在る場合の特例》」に改め、同条第一項を次のように改める。
- 当選人で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在る者が、第百一條第二項《当選人決定の告知》の規定により当選の告知を受けたときは、その告知を受けた日にその職を辞したものとみなす。
- 同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 第九十六條《当選人の更正決定》、第九十七條《当選人の繰上補充》又は第百十二條《議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充》の規定により当選人と定められた者で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在るものが第百一條第二項の規定により当選の告知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙に對しては中央選挙管理会）に對し、その告知を受けた日から五日以内にその職を辞した旨の届出をしないときは、その当選を失ふ。
- 同条第三項の次に次の一項を加える。
- 4 一の選挙につき第九十六條、第九十七條又は第百十二條の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第八十六條《公職の候補者の立候補の届出等》第一項から第四項まで及び第六項の規定による届出又は推薦届出のあつたものであるときは、第九十一條《公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合》又は第一項の規定にかかわらず、第百一條第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内にその選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙に對しては中央選挙管理会）にその当選を辞する旨の届出をしないときは、他の選挙についてその公職の候補者たることを辞したものとみなし又はその当選を失ふ。
- (18) 「第百三條《当選人が兼職禁止の職に在る場合の特例》第二項及び第四項並びに前条」に改め、第二項中「前二條を」第百三條第二項及び第四項並びに前条」に改める。
- (19) 第七十七條中「第二百五十一條第一項前段《当選人の選挙犯罪の場合》」を「第二百五十一條《当選人の選挙犯罪に因る当選無効》」に改める。
- (20) 第九十九條第三号中「第二百三條《兼職禁止の職を辞さない場合》」を「第二百三條《当選人が兼職禁止の職に在る場合の特例》第二項及び第四項」に、第五号中「第二百十條《選挙運動の法定支出超過額の場合》、第二百十一條《選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合》又は第二百十二條《出納責任者の報告義務違反の場合》」を「第二百十一條《総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合》」に、第六号中「第二百五十一條第一項前段《当選人の選挙犯罪の場合》」を「第二百五十一條《当選人の選挙犯罪に因る当選無効》」に改める。
- (21) 第百十條第一項第四号中「第百十三條第四項」を「第百十三條第五項」に改める。
- (22) 第百十一條に次の一項を加える。
- 3 地方自治法第九十一條第四項《議員の定数の増加》の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から五日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

- (23) 第百十三条の見出しを「補欠選挙及び増員選挙」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第四項但書中「第百九条」を「第百十条」に改め、同項を第五項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 第百十一条第三項「定数増加の通知」の規定による通知を受けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、増員選挙を行わせなければならない。
- (24) 第百十五条第一項第三号中「又は補欠選挙」を「補欠選挙又は増員選挙」に改める。
- (25) 第百十六条第一項中「第百十三条第一項（補欠選挙）」の下に若しくは第二項「増員選挙」を加え、第二項中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に改める。
- (26) 第百十七条を次のように改める。
- (設置選挙)
- 第百十七条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員についてそれぞれ選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙、長の選挙及び定例選挙を行わせなければならない。
- 第百三十一条に次の一項を加える。
- 4 第一項及び第二項の規定により設置する選挙事務所について
- (27)
- (28) 第百三十四条第一項中「又は第百三十二条（選挙当日の選挙事務所の制限）」を「第百三十一条第四項（選挙事務所の表示）又は第百三十二条（選挙当日の選挙事務所の制限）」に改め、「中央選挙管理会」の下に「又は当該選挙事務所を設置した都道府県の選挙管理委員会」を加える。
- (29) 第百三十七条の二の次に次の一条を加える。
- (選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)
- 第百三十七条の三 第二百五十二条（選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。
- (30) 第百三十九条中「飲食物」の下に「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。」を加え、同条但書を次のように改める。
- 但し、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労働者に対し、公職の候補者一人について、当該選挙の選挙運動の期間中、第百九十七条の二（実質弁償及び報酬の額）第一項第一号の規定により定められた
- 弁当料の範囲内で、且つ、両者を通じて十五人分（四十五食分）（第百三十一条（選挙事務所の数）の規定により設置することが出来る選挙事務所の数が一を超える場合においては、その一を増すことにこれに六人分（十八食分）を加えたもの）に、当該選挙につき選挙期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労働者が携行するために提供された弁当を含む。）については、この限りでない。
- (31) 第百四十条の次に次の一条を加える。
- (連呼行為の禁止)
- 第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。但し、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合、この限りでない。
- (32) 第百四十一条第一項に次の但書を加える。
- 但し、拡声機については、個人演説会（第百六十一条（公営施設使用の個人演説会）に規定する施設及びこれらの施設以外の施設を使用する演説会（演説を含む。）をいう。）の開催中、その会場において別に一擴を使用することを妨げるものではない。
- (33) 第百四十一条の次に次の二条を加える。
- (自動車等の乗車制限)
- 第百四十一条の二 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗り又は乗船する者（運転手及び船員を除く。）は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。
- (車上の選挙運動の禁止)
- 第百四十一条の三 何人も、第百四十一条（自動車、拡声機及び船舶の使用の規定により選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることができない。但し、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすることは、この限りでない。
- (34) 第百四十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。
- 二 削除
- 三 削除
- 同条第四項中「立札及び看板の類」を「ポスター（同項第五号のポスターを除く。）、立札及び看板の類」に改める。
- (35) 第百四十五条第二項中「その管理者（居住者を含む。）」を「その居住者、居住者がいない場合にはその管理者」に改める。
- (36) 第百四十八条第二項中「選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」において「を」を「都道府県の選挙管理委員会」に改め、第三項中「選挙

運動の期間中」の下に「及び選挙の当日」を加える。

(37) 第四百九十九条第一項中「命令で定める同一寸法で」を「命令で定めるところにより、同一寸法で」に、「参議院全国選出議員の選挙にあつては二回」を「衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙にあつては二回、参議院全国選出議員の選挙にあつては三回」に改め、同条第二項中「第四百四十二条《文書図画の頒布》」の下に「又は第四百四十三条《文書図画の掲示》」を加え、「新聞販売」を「新聞紙の販売」に、「頒布する」を「頒布し又は都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示する」に改める。

(38) 第五百一十一条の三中「有線電気通信設備」を「広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備」に改める。

(39) 第五百三十三条に次の一項を加える。

4 立会演説会の開催については、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。

(40) 第五百四十四条の見出し中「演説者」の下に「及び録音機の使用禁止」を加え、同条に次の一項を加える。

2 立会演説会においては、選挙運動のため、録音機を使用して演説をすることができない。

(41) 第五百五十五条第二項中「前項を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において必要があるとき、都道府県の選挙管理委員会は、立会演説会の実施につき、班別編成の方法を採用することを決定することができる。

(42) 第五百五十六条の見出し中「立会演説会」を「班別編成によらない立会演説会」に改め、同条第一項中「立会演説会に加わろうとする」を「班別編成の方法によらない場合の立会演説会に加わろうとする」に改める。

(43) 第五百五十六条の次に次の一条を加える。

(班別編成による立会演説会への参加)

第五百五十六条の二 班別編成の方法による場合の立会演説会に加わろうとする公職の候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を申し出なければならない。

以下、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において必要があるとき、都道府県の選挙管理委員会は、立会演説会の実施につき、班別編成の方法を採用することを決定することができる。

(44) 第五百五十七条第一項中「前条第一項の規定による」を「第五百五十六条第一項《班別編成によらない立会演説会への参加》又は前条第一項の規定による」に改め、「同条第一項の例により、」を削り、第二項中「の順位」を削り、第三項中「前条を「第五百五十六条」に改める。

(45) 第六百六十条中「前八条」を「前九条」に改める。

(46) 第六百六十条の二第二項中「立会演説会における演説者」の下に「及び録音機の使用禁止」を加える。

(47) 第六百六十一条第一項第一号中「学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。）」の下に「及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。）」を加える。

(48) 第六百六十四条の二第二項中「選挙運動のためにする座談会、候補者が共同して行う演説会及び候補者のために合同して行う演説会」を「選挙運動のためにする座談会及び候補者が相互に意思を通じ共同して行う演説会」に、第八項中「千二百枚を三千枚」に改め、同条に次の一項を加える。

11 第七項の演説会告知用のポスターは、その掲示箇所を移動して再び掲示し、当該個人演説会以外の個人演説会の告知のために再び掲示し又は個人演説会を告知し、第一項の次に次の一項を加える。

(49) 第六百六十四条の三に次の一項を加える。

2 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(50) 第六百六十四条の四の見出し中「個人演説会」の下に「及び街頭演説」を加え、同条中「においては」を「及び街頭演説においては」に改める。

(51) 第六百六十四条の五第一項中「証明書を持参する者が現在、且つ、同項に規定する」を削り、第二項中「発行する証明書及びその」を削り、第三項中「証明書及び」及び「各」を削り、第四項中「証明書及び」を削る。

(52) 第六百六十四条の六を次のように改める。

(夜間の街頭演説の禁止)

第六百六十四条の六 何人も、午後九時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができない。

(53) 第六百六十四条の七の見出しを「参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例」に改め、同条中「前二条を「第六百六十四条の五《街頭演説》」に改める。

(54) 第六百六十四条の八の見出しを「街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改め、同条第一項中「及び第六百六十四条の六《連呼行為の制限》及び「及び連呼行為」を削る。

り、「労務を提供する者」の下に「(船員を除く。）」を加える。

(55) 第六百六十五条中「立会演説会が開催される当日には」を「立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は」に改め、「選挙運動のためにする演説会」の下に「(演説を含む。）」を加える。

(56) 第六百六十五条の次に次の一条を加える。

(近接する選挙の場合の演説会等の制限)

第六百六十五条の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、選挙運動のためにする演説会(演説を含む。))を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすることも、また同様とする。

(57) 第六百六十六条第一号中「建物」の下に「(公営住宅を除く。))」を加える。

(58) 第六百六十六条の二を削る。

(59) 第六百六十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙については、公職の候補者の写真掲載を掲載しなければならぬ。

(60) 第六百六十八条第一項「掲載文」の下に「(衆議院議員及び参議院地方

(61) 選出議員の選挙については併せて写真添付するものとする。を「千五百」を加え、同条第二項中「千五百」を「二千」に、「五百」を「六百」に改める。

(62) 第六十九條第四項中「政見」の下に「写真」を加える。

(63) 第七十條中「五日」を「二日」に改める。

(64) 第七十四條第三項中「掲載の順序は」の下に「開票区（参議院全国選出議員の選挙については都道府県ごとに定めるものとし、」を、「市町村の選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会）を加え、「二日」を「三日」に、「前日」を「前二日」に改める。

(65) 第七十五條の二第二項中「市町村の選挙管理委員会がくじで定める」を「第七十四條第三項（氏名等の掲載の順序）の規定により定められた順序による」に改め、第三項を削り、第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第三項とする。

(66) 第七十七條第二項中「通常葉書の交付を受けた者」の下に「第百六十四條の二第八項（個人演説会告知用ポスター）及び第二項（個人演説会告知用ポスター）の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を、第三項中「通常葉書の交付を受けた者」の下に「第百六十四條の二第八項及び第二項（個人演説会告知用ポスター）の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を加える。

(67) 第七十八條第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。四 第百五十一條の三（選挙運動放送の制限）に掲げる放送設備を利用して放送すること。

(68) 第八十三條の次に次の一条を加える。（出納責任者の届出の効力）

第八十三條の二 第百八十八條（出納責任者の選任及び届出）第三項及び第四項、第百八十二條（出納責任者の異動）又は前条第二項及び第三項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱でこれを郵便局に托したときをもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。

(69) 第八十四條中「（その職務を代行する者を含む）」を「（出納責任者に代つてその職務を行つる者を含む。第百九十條（出納責任者の事務引継）の規定を除き以下同じ。）」に、「前条」を「第百八十三條（出納責任者の職務代行）」に改め、同条後段を削る。

(70) 第八十七條第一項中「（出納責任者に代つてその職務を行つる者を含む。）」を削る。

(71) 第九十六條中「前二條」の下に「及び第百一十一條の四（選挙運動に関する支出金額の特例）」を加える。

(72) 第九十七條第二項中「第一項」を削り、「自動車」の下に「及び船舶」を加える。

(73) 第九十七條の二を次のように改める。（実費弁償及び報酬の額）

第百九十七條の二 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労働者に対し支給するものが、左の各号に定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が定める。

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる

実費弁償の額の基準

(イ) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(ロ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(ハ) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(ニ) 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき八百円

(74) 第九十九條を次のように改める。

(イ) 基本日額 三百五十円以内

(ロ) 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給するものが、左の各号に定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が定める。

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる

実費弁償の額の基準

(イ) 鉄道賃 船賃及び車賃 第一号（イ）、（ロ）及び（ハ）に掲げる額

(ロ) 宿泊料（食事料を含み） 一夜につき六百円

(ハ) 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給するものが、左の各号に定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が定める。

二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給するものが、左の各号に定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が定める。

基本日額 三百五十円以内

(75) 第九十九條の次に次の二条を加える。

(一) 公職の候補者等の寄附の禁止

第九十九條の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(二) 前項本文の規定の適用については、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対する通常の社交の程度を超える寄附は、当該選挙に関する寄附とみなす。

(三) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止

第九十九條の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に

関係する者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

第九十九條の次に次の二条を加える。

(一) 公職の候補者等の寄附の禁止

第九十九條の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(二) 前項本文の規定の適用については、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対する通常の社交の程度を超える寄附は、当該選挙に関する寄附とみなす。

(三) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止

第九十九條の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に

関係する者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

第九十九條の次に次の二条を加える。

(一) 公職の候補者等の寄附の禁止

第九十九條の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(二) 前項本文の規定の適用については、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対する通常の社交の程度を超える寄附は、当該選挙に関する寄附とみなす。

(三) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止

第九十九條の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に

関係する者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

第九十九條の次に次の二条を加える。

(一) 公職の候補者等の寄附の禁止

第九十九條の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(二) 前項本文の規定の適用については、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対する通常の社交の程度を超える寄附は、当該選挙に関する寄附とみなす。

(三) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止

第九十九條の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に

関係する者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

第九十九條の次に次の二条を加える。

(一) 公職の候補者等の寄附の禁止

第九十九條の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

対し寄附をする場合は、この限りでない。

(76) 第二百条第一項中「前条各号に掲げる者」を「第九十九条（特定の寄附の禁止）に規定する者」に、第二項中「前条各号に掲げる者（同条但書の規定に該当する場合を除く。）」を「第九十九条に規定する者」に改める。

(77) 第十四章の二の章名中「衆議院議員の下に」及び「参議院議員」を加える。

(78) 第二百一条の二中「衆議院議員の下に」及び「参議院議員」を加える。

(79) 第二百一条の三の見出し中「制限」を「特例」に改め、同条中「選挙運動」を「衆議院議員の選挙においては、選挙運動」に改め、同条に次の一項を加える。

2 衆議院議員の選挙においては、第六十四条の二第七項に規定するポスターは、公職の候補者一人について、五千枚を交付する。

(80) 第二百一条の四「四円」を「七円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院議員の選挙における第九十四条及び第九十五条の規定による選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額は、地方選出議員の選挙については、通常選挙における当該選挙区の議員の定数が一人の場合は一円七十五銭、二人以上の場合は二円六十五銭とし、全国選出議員の選挙については、二円六十五銭とする。

(81) 第二百一条の五の前に次の章名を加える。

第十四章の三 政党その他の政治団体の選挙における政治活動

(82) 第二百一条の五及び第二百一条の六を次のように改める。

(総選挙における政治活動の規制)

第二百一条の五 衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政説演説会及び街頭政説演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラ（これに類する文書図面を含む。以下同じ。）の頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これをすることが出来る。但し、全国を通じて二十五人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。

一 政説演説会の開催については、一選挙区につき当該選挙区における所属候補者の数に相当する回数

二 街頭政説演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて

次の区分による台数

(イ) 所属候補者が二十五人以上百人未満の場合 三台以内

(ロ) 所属候補者が百人以上二百人未満の場合 五台以内

(ハ) 所属候補者が二百人以上三百人未満の場合 八台以内

(ニ) 所属候補者が三百人以上四百人未満の場合 十台以内

(ホ) 所属候補者が四百人以上の場合 十二台以内

四 ポスターの掲示については、政策の普及宣伝及び演説の告知用として一選挙区につきタブロイド型（長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル）以内のもの千枚以内

五 ビラの頒布については、政説演説会の会場においてする頒布

2 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令の定めるところにより、所属候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(通常選挙における政治活動の規制)

第二百一条の六 参議院議員の通

常選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政説演説会及び街頭政説演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラの頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これをすることが出来ない。但し、全国を通じて十人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。

一 政説演説会の開催については、衆議院議員の一選挙区ごとに一回

二 街頭政説演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて

次の区分による台数

(イ) 所属候補者が十人以上三十人未満の場合 三台以内

(ロ) 所属候補者が三十人以上六十人未満の場合 五台以内

(ハ) 所属候補者が六十人以上百人未満の場合 八台以内

(ニ) 所属候補者が百人以上の場合 十台以内

説の告知用として衆議院議員の一選挙区ごとにタブロイド型（長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル）以内のもの千枚以内

五 ビラの頒布については、政説演説会の会場においてする頒布

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体について、準用する。

(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制)

第二百一条の七 第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）の規定は、衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条第一項但書「二十五人」とあるのは「一人」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数にかかわらず、一台とする。

2 前条の規定は、衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において同条第一項但書「十人」とあるのは「一人」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数にかかわらず、一台とする。

(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)

第二百一条の八 第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項及び第二項の規定は、都道府県知事及び市長の選挙について、準用する。この場

合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは「一人」

〔政治活動の態様〕

二百九、九、本章の規定による政談演説会においては、政策の普及宣伝の外、第六百六十四条の三（他の演説会の禁止）の規定にかかわらず、当該政党その他の政治団体の所属候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をもつことができる。

2 公職の候補者は、本章の規定による当該選挙区における街頭

公職の候補者は、本章の規定による当該選挙区における街頭

政談演説においては、演説をする
ことができない。

第百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止）の規定は、本章の規定による街頭政談演説について、準用する。

本章の規定による自動車には、自治庁長官（都道府県知事及び市長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）の定めるところの表示をしなければならない。

本章の規定によるポスターには、その掲示しようとする箇所の所在する都道府県の選挙管理委員会（市長の選挙については市の選挙管理委員会）の検印を受けなければならない。都道府県の選挙管理委員会が検印をする場合においては、衆議院議員の選挙区ごとに区分してしなければならない。

本章の規定によるポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならぬ。

第四百四十五條『ポスターの揭示箇所』の規定は、本章の規定によるポスターの揭示について、準用する。

（連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止）

三百一条の十、政党その他の政治団体は、各選挙につき、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、政治活動のため、左の各号に掲げる行為をすることのできない。但し、第一号の連

公職の候補者は、本章の規定による当該選挙区における街頭

呼行為については、本章の規定による政談演説会の会場及び街

頭放談演説の場所においてする場合は、この限りでない。

一 連呼行為をすること。

二 いかなる名義をもつてする

を問わず、揭示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）に、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。

（政党その他の政治団体の機関紙誌）

第二百一十一條の十一 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事又は市長の選挙における選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、第四百四十八條第三項（新聞紙及び雑誌の定義）の規定を適用せ

ず、当該選挙につき本章の規定により政治活動をすることができ、政党その他の政治団体の本部において直接発行し、且つ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、自治庁長官（都道府県知事及び市長の選挙については当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会）に届け出たもの各一に限り、第四百四十八条第一項及び第二項の規定を適用する。

(83) 第二百八条第一項中「第百三条
第一項」兼職禁止の職を辞さない

(84) 場合の当選人の失格」を「第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第二項若しくは第四項」に改める。

(85) 第二百十條 削除
第二百十一條を次のように改め
る。

第二百一十條 選舉運動を總括主宰した者又は出納責任者が第二百一十一條（買収及び利害誘導罪）、第二百一十二條（多數人買収及び多數人利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及

び当選人に対する買収及び利誘誘導罪」又は第二百二十三條の二「新聞紙、雜誌の不法利用罪」の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一條の二「総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効」第一項の

規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者

(86) は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(87) 第二百十二条 削除
第二百十七条中、「第二百十
《選挙運動の法定支出額超過の場

(88) 合) 第二百一十一條(選舉運動總括) 主宰者の選舉犯罪の場合) 又は第二百一十二條(出納責任者の報告義務違反の場合) を「又は第二百一十一條(總括主宰者及び出納責任者の選舉犯罪の場合)」に改める。

第二百二十條第二項中「第二百

十條「選舉運動の法定支出額超過の場合」、第二百十一條「選舉運動總括主宰者の選舉犯罪の場合」又は第二百十二條「出納責任者の報告義務違反の場合」を、「第二百十一條「總括主宰者及び出納責任者の選舉犯罪の場合」」に改める。

(8) 第二百二十七条第二項、第二百二十三條第三項、第二百二十六條、第二百二十七條及び第二百三十七條第四項中「官吏若しくは吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に改める。

(90) 第二百二十一条に次の一項を加える。

3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が、第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁戒又は

七万五千円以下の罰金に処する。

(91) 第二百二十二条に次の一項を加える。

3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(92) 第二百二十三条に次の一項を加える。

3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(93) 第二百二十三条の二に次の一項を加える。

2 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が前項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(94) 第二百二十四条の次に次の一項を加える。

(おとり罪)

第二百二十四条の二 第二百五十一条の二第一項本文又は第二項前段(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)の規定に該当することにより公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、当該公職の候補者の選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者を誘導し又は挑発してその者をして第二百二

十一条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人員買収及び多数人員誘導罪)、第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百三十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)又は第二百四十七條(選挙費用の法定額違反)の罪を犯させた者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が、第二百五十一条の二第一項本文又は第二項前段の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十三條の二又は第二百四十七條の罪を犯したときは、一年以上六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(95) 第二百三十五條の二第二号中「第二百一十一條の六を」を「第二百一十一條の六に改め、選挙運動の期間中の下に「及び選挙の当日」を加える。

(96) 第二百三十九條第一号中「又は第二百三十七條の二(未成年者の選挙運動の禁止)を、第二百三十七條の二(未成年者の選挙運動の禁止)又は第二百三十七條の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)に改める。

(97) 第二百三十九條の次に次の一項を加える。

(公務員等の地位利用による事前運動の制限違反)

第二百三十九條の二 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一 国又は地方公共団体の公務員でその地位を利用して第二百二十九條(選挙運動の期間)の規定に違反して選挙運動をした者

二 日本専売公社の役員若しくは職員又は日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員でその地位を利用して第二百二十九條の規定に違反して選挙運動をした者

(98) 第二百四十條第一号中「第三百三十一條の下に」を「第三百三十一條の下に、第一項から第三項まで」を加える。

(99) 第二百四十二條の見出しを「(選挙事務所の設置届出及び表示違反)」に改め、同条中「届出を怠つた者」の下に「又は第三百三十一條第四項(選挙事務所の表示)の規定に違反して標札を掲示しなかつた者」を加える。

(100) 第二百四十三條第一号の次に次の一項を加える。

一の二 第四百四十條の二(連呼行為の禁止)の規定に違反して連呼行為をした者

同条第二号の次に次の二号を加える。

二の三 第四百四十一條の三(車上の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者

同条第六号中「第二項」の下に「又は第四百四十九條第二項(新聞広告)を、第八号中「第五十四條」の下に「第一項」を、演説をした者」の下に「又は第四百五十四條第二項(立会演説会における録音盤の使用禁止)第六十條の二第二項において準用する場合を含む」の規定に違反して録音盤を使用した者」を加え、第八号の二中「第十項(個人演説会場の掲示)の下に「若しくは第十一項(個人演説会告知用ポスター)を加え、(「ポスターの制限)を、第一項(ポスターの特例)」に改める。

同条第八号の四中「第六十四條の五(街頭演説)第一項」の下に「又は第六十四條の七(参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)」を加え、第八号の五を次のように改める。

ハの五 削除

同条第八号の六中「標旗を要する選挙運動の運動員」を「街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改める。

同条第九号中「第六十五條(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)」の下に「又は第六十五條の二(近接する選挙の場合の演説会等の制限)」を加える。

第二百四十四條第二号中「第三項又は第四項の規定に違反して証明書を持せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者」を「第二項の規定

に違反して表示をしなかつた者」に改め、第五号の三中「証明書又はを削り、第六号中「第六十六條の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)を、第六十四條の六(夜間の街頭演説の禁止)」に改める。

(102) 第二百四十六條の見出し中「規正違反」を「規制違反」に改め、同条但書中「第五号」の下に「第五号の二」を加え、同条第五号の次に次の一項を加える。

五の二 第八十九條第一項(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定に違反して報告書の提出を怠り又はこれに虚偽の記入をしたとき。

(103) 第二百四十七條を次のように改める。

(選挙費用の法定額違反)

第二百四十七條 出納責任者が、第二百九十六條(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額を超えて選挙運動に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五万円以上五十万円以下の罰金に処する。

(104) 第二百四十八條中「特定人の寄附の禁止」第一号及び第二号に掲げる者を「(特定の寄附の禁止)に規定する者(会社その他の法人を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会社その他の法人が第九十九條の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為

をした者は、三年以下の禁錮又は五万円以上五万円以下の罰金に処する。

(105) 第二百四十九条の次に次の二条を加える。

(公職の候補者等の寄附の制限違反)

第二百四十九条の二 第九十九条の二(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をした者は、一年以下の禁錮又は一万五千円以下の罰金に処する。

(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)

第二百四十九条の三 会社その他の法人又は団体が第九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

(106)

第二百五十条第一項中「規正違反」を「規制違反」に、「報告書提出の義務違反」を「選挙費用の法定額違反」に、「前条」を「第二百四十九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」に改め、同条第二項中「前条」を「第二百四十九条」に改める。

(107) 第二百五十一条を次のように改める。

(当選人の選挙犯罪に因る当選無効) 第二百五十一条 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪(第二百四十五条「選挙期日後の挨拶行為の制限違反」、第二百四十六條「選挙運動に關する収入及

び支出の規制違反」第二号から第九号まで、第二百四十八条「寄附の制限違反」、第二百四十九条「寄附の勧誘、要求等の制限違反」、第二百四十九条の二「公職の候補者等の寄附の制限違反」及び第二百四十九条の三「公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」の罪を除く)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)

第二百五十一条の二 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第二百二十一条「買収及び利誘罪」、第二百二十二条「多数買収及び多数利誘罪」、第二百二十三條「公職の候補者及び当選人に対する買収及び利誘罪」又は第二百二十四条の二「新聞紙、雑誌の不法利用罪」の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。但し、左の各号の一に該当する場合は、当該違反行為に關する限りにおいて、この限りでない。

一 当該違反行為が選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者以外の者の誘導又は挑発によりなされ、且つ、その誘導又は挑発が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じてなされたものであるとき。

二 選挙運動を総括主宰した者

(108)

2 出納責任者が第二百四十七条「選挙費用の法定額違反」の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。前項但書の規定は、この場合に準用する。

(109)

第二百五十二条の二を次のように改める。

(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)

第二百五十二条の二 政党その他の政治団体が第二百一条の五「総選挙における政治活動の規制」第一項(第二百一条の七第一項「再選挙又は補欠選挙の場合の規制」)及び第二百一条の八「都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制」において準用する場合を含む)「第二百一条の六「通常選挙における政治活動の規制」第一項(第二百一条の七第二項「再選挙又は補欠選挙の場合の規制」)において準用する場合

(110)

を含む)又は第二百一条の十「選挙行為及び候補者の氏名記載の禁止」の規定に違反して政治活動をしたときは、その政党その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五万円以上十万円以下の罰金に処する。

2 左の各号の一に該当する行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二百一条の九「政治活動の態様」第一項但書又は第二項の規定に違反して演説をしたとき。

二 第二百一条の九第三項において準用する第六十四條の六「夜間の街頭演説の禁止」の規定に違反して街頭演説をしたとき。

三 第二百一条の九第四項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

四 第二百一条の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項において準用する第四十五條「ポスターの掲示箇所」の規定に違反してポスターを掲示したとき。

第二百五十三条を次のように改める。

(罪の時効)

第二百五十三条 第二百三十六條「詐偽登録、虚偽宣言罪等」、第二百三十七條「詐偽投票及び投票偽造、増減罪」第一項及び第二項、第二百三十七條の二「代理投票における記載義務違反」、第二百三十八條「立会人の義務懈怠罪」、第二百三十九條「事前運動、教育者の地位利用、戸別

(111)

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「規正違反」を「規制違反」に、「及び第二百四十九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」を、「第二百四十九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」に改め、同条第二項中「第二百四十九条の二(公職の候補者

訪問等の制限違反」、第二百三十九條の二「公務員等の地位利用による事前運動の制限違反」、第二百四十條「選挙事務所、休憩所等の制限違反」、第二百四十一條「選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動禁止違反」、第二百四十二條「選挙事務所設置届出及び表示違反」、第二百四十三條「選挙運動に關する各種制限違反、その一」、第二百四十四條「選挙運動に關する各種制限違反、その二」、第二百四十五條「選挙期日後の挨拶行為の制限違反」、第二百四十九條の二「公職の候補者等の寄附の制限違反」並びに第二百四十九條の三「公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」の罪の時効は、六箇月を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、一年とする。

2 第二百二十四條の二「おとり罪」の罪の時効は、二年を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、四年とする。

3 前二項に掲げる罪以外の本章の罪の時効は、一年を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、二年とする。

(114) 第二百六十四条第一項第一号中「第十号」を「第五号の三、第十号」

告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

(七)	(六)
百 万 以 上	百 万 未 滿

八〇	四、八〇	六、九四	八、五
----	------	------	-----

一〇二二	一一七七	一三三三
一〇二三	一一七八	一三三四
一〇二四	一一七九	一三三五
一〇二五	一一八〇	一三三六
一〇二六	一一八一	一三三七
一〇二七	一一八二	一三三八
一〇二八	一一八三	一三三九
一〇二九	一一八四	一三四〇
一〇三〇	一一八五	一三四一
一〇三一	一一八六	一三四二
一〇三二	一一八七	一三四三
一〇三三	一一八八	一三四四
一〇三四	一一八九	一三四五
一〇三五	一一九〇	一三四六
一〇三六	一一九一	一三四七
一〇三七	一一九二	一三四八
一〇三八	一一九三	一三四九
一〇三九	一一九四	一三五〇
一〇四〇	一一九五	一三五二
一〇四一	一一九六	一三五三
一〇四二	一一九七	一三五五
一〇四三	一一九八	一三五七
一〇四四	一二〇〇	一三五九
一〇四五	一二〇一	一三六一
一〇四六	一二〇二	一三六三
一〇四七	一二〇三	一三六五
一〇四八	一二〇四	一三六七
一〇四九	一二〇五	一三六九
一〇五〇	一二〇六	一三七一
一〇五一	一二〇七	一三七三
一〇五二	一二〇八	一三七五
一〇五三	一二〇九	一三七七
一〇五四	一二一〇	一三七九
一〇五五	一二一一	一三八一
一〇五六	一二一二	一三八三
一〇五七	一二一三	一三八五
一〇五八	一二一四	一三八七
一〇五九	一二一五	一三八九
一〇六〇	一二一六	一三九一
一〇六一	一二一七	一三九三
一〇六二	一二一八	一三九五
一〇六三	一二一九	一三九七
一〇六四	一二二〇	一三九九
一〇六五	一二二一	一四〇一
一〇六六	一二二二	一四〇三
一〇六七	一二二三	一四〇五
一〇六八	一二二四	一四〇七
一〇六九	一二二五	一四〇九
一〇七〇	一二二六	一四一一
一〇七一	一二二七	一四一三
一〇七二	一二二八	一四一五
一〇七三	一二二九	一四一七
一〇七四	一二三〇	一四一九
一〇七五	一二三一	一四二一
一〇七六	一二三二	一四二三
一〇七七	一二三三	一四二五
一〇七八	一二三四	一四二七
一〇七九	一二三五	一四二九
一〇八〇	一二三六	一四三一
一〇八一	一二三七	一四三三
一〇八二	一二三八	一四三五
一〇八三	一二三九	一四三七
一〇八四	一二四〇	一四三九
一〇八五	一二四一	一四四一
一〇八六	一二四二	一四四三
一〇八七	一二四三	一四四五
一〇八八	一二四四	一四四七
一〇八九	一二四五	一四四九
一〇九〇	一二四六	一四五二
一〇九一	一二四七	一四五四
一〇九二	一二四八	一四五五
一〇九三	一二四九	一四五七
一〇九四	一二五〇	一五五九
一〇九五	一二五一	一五六一
一〇九六	一二五二	一五六三
一〇九七	一二五三	一五六五
一〇九八	一二五四	一五六七
一〇九九	一二五五	一五六九
一〇一〇〇	一二五六	一五七一

従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に關してした行為及び附則第一項本文又は同項但書に規定するこの法律の施行の前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に關する異議の申立、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の表中 第二百五十五条 本章 最高裁判所裁判官国民審査法第七章 に改める。

第二百五十三條第二項 第二百五十五條 本章 最高裁判所裁判官国民審査法第七章 に改める。

都道府県 都道府県（市）区（町）村選挙管理委員会印 に改め

同様式備考第三号を次のように改める。

三 投票用紙におすべき都道府県選挙管理委員会の印は、都道府県選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。

同様式備考に次の一号を加える。

四 不正行為を防止することができする方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定める

ところにより、投票用紙におすべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市の選挙管理委員会の印を刷込式にしても差し支えない。

十二月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

改正する。

第七十一条の表を次のように改める。

第九条中第六項を第七項とし、以下二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百円を加算する。

第九条の三を次のように改める。
(個人演説会告知用ポスター費)

第九条の三 衆議院議員又は参議院地方選出議員の選挙において候補者が使用する個人演説会の告知のためのポスターの経費の額は、候補者一人につき、衆議院議員の選挙にあつては一万八千三百円、参議院地方選出議員の選挙にあつては一万九百八十円とする。

第十条第三項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

7 特に交通の不便な島について、自治庁長官が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合においては、当該船舶の借上料を加算する。
附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第十八条第一項中「第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」とあるのは、「第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」とする。

区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費の額の百分の九十五に相当する額」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第号）の施行の日から施行する。